

官 報 (号 外)

現行憲法には、我が国の安全保障や自衛隊に関する規定がございません。これまで、我が国は安全保障は、官僚組織の権化とも言える内閣法制局による憲法解釈という枠組みの下、事態が発生すれば個別に法制度を構築して対応してきました。その結果、周辺事態法、テロ特措法、イラク復興支援法という法制定が示すように、有事関連における自衛隊の派遣範囲は逐次拡大されてきました。

明確な基本理念を持たないままの個別法制定による対応は、場当たり的、なし崩し的に我が国の安全保障を変質させていく危険性を強く秘めています。官僚主導の精緻な議論を積み重ね、ガラス細工と言われる憲法解釈対応の限界を示すものであり、憲法を遵守する上でも極めて憂慮すべき事態であります。

シビリアンコントロールが徹底している今日とは次元が違いますが、かつて統帥権をなし崩し的

置などを強く求め、いざれも法案修正によって盛り込まれました。武力攻撃事態対処法の対象が拡大され、国家の緊急事態への機動的、弾力的な対応が可能となり、さらには国民保護法案も厚みを持つたことは大いに評価されると考えられます。が、その経過と意義について井上担当大臣の所見を伺います。

実を公安当局が把握していなかつたことは、我が国のテロ対策上深刻な事態と言えます。全容解明に向げ、関係者の一斉捜査入るとの報道もされていますが、そもそもどこに問題があつたのか、その原因と対策について國家公安委員長にお聞きします。

明確な基本理念を持たないままの個別法制定による対応は、場当たり的、なし崩し的に我が国の安全保障を変質させていく危険性を強く秘めています。官僚主導の精緻な議論を積み重ね、ガラス細工と言われる憲法解釈対応の限界を示すものであり、憲法を遵守する上でも極めて憂慮すべき事態であります。

シビリアンコントロールが徹底している今日とは次元が違いますが、かつて統帥権をなし崩し的に拡大解釈することで軍部が台頭、我が国を破滅へと導いたのと構図が似ていることに我々は気がつく必要があります。

さて、緊急事態としていかなる事態を想定するかによって、今後の体制整備や訓練の在り方も変わってきます。事態に即した整理がされないと、事態発生時の対応に重大なそこを来すことも考えられます。

組み立てられています。しかし、実際に緊急事態が発生した場合の現実的対応と法規が想定する対応では、若干の、しかし重要な差があるよう思います。

さらには、憲法解釈の下、武行使と一体とはならないとされている自衛隊の後方支援は、その性格が変質していることに注意が必要であります。周辺事態法における後方支援は自衛権の発動的な色彩が強いのに対し、アフガンにおける米国などの武力活動を支援するテロ特措法の後方支援は、憲法解釈では禁止されている集団的自衛権の発動的な色彩を帯びていることは明らかであります。

は次元が違いますが、かつて統帥権をなし崩し的に拡大解釈することで軍部が台頭、我が国を破滅へと導いたのと構図が似ていることに我々は気が付く必要があります。

さて、緊急事態としていかなる事態を想定するかによって、今後の体制整備や訓練の在り方も変わってきます。事態に即した整理がされないと、事態発生時の対応に重大なそこを来すことも考えられます。

組み立てられています。しかし、実際に緊急事態が発生した場合の現実的対応と法案が想定する対応では、若干の、しかし重要な差があるよう思えます。

例えば特殊部隊によるテロや炭疽菌等を用いたテロでは、実際に緊急事態が発生した時点と、それを武力攻撃事態や緊急対処事態と法的に認定するまでの間には、場合によっては大きな時間的な差があると想定する必要があります。その間、事態の発生現場では、現場の判断的かつ迅速な対応をしなければならないことは当然のことであります。

米国などのイラク占領政策への協力ととらえられても仕方がありません。また、事実上の武力空爆が続くイラクにおいて、その活動地域に関して非戦闘地域なる概念を持ち出し、イラクへの自衛隊の派遣と憲法との整合性を保とうとしておりました。しかし、自衛隊の活動するサマワやその周辺の情勢は悪化の一途をたどっており、この地域が非戦闘地域であるとの客觀性、合理性はなくなつております。

国民保護法案において新たに位置付けられた緊急対処事態について伺います。

当初の政府案では、この緊急対処事態に係る規定は、事態発生時の国民保護についてのみに限定されていました。民主党は、緊急対処事態は武力攻撃事態へと発展する可能性もあるとの観点から、保護だけではなく、侵害排除の規定も必要との判断に立ち、緊急対処事態を武力攻撃事態対処法に位置付けることを主張しました。

さらに、緊急対処事態への対応に際しての、国際機能強化や、武力攻撃事態等も含め事態発生時に機動的な対応をするための現地対策本部の設

多様化がされ、それぞれの類型ごとに事態例が示されています。こうした類型化やその例示が示すこととは、緊急事態の多様化、複雑化であります。こうした取り組まなければならない緊急事態の多様化、複雑化に警察、自衛隊はどのように対応しようとしているのか、しているのか、また対応しようとしているのか、国家公安委員長並びに防衛庁長官に伺います。

さらに、先日、アルカイダの中堅幹部とされるアルジェリア系フランス人が、二〇〇二年から二〇〇三年に少なくとも二回、日本に入国し、計二年二か月滞在していたことがドイツ警察による逮捕をきっかけに判明しました。

アルカイダのメンバーが日本に滞在していた事

事態発生への初期初動をいかに行うかは、その後の事態への対応のかぎとなります。こうした法的な事態認定前の、体制が整わない中での困難な判断と厳しい対応を迫られる現地の対応について、法案ではどのような取扱いとなっているのでしょうか。また、実際はどのような対応を想定しているのか、井上担当大臣にお聞きします。

法に基づく事態認定のいかんにかかわらず、国民保護のために重要な役割を果たすのが現地であります。まずは市町村レベル、あるいは住民、NGOなどが主体の地域レベルの体制整備が必要であります。事態の発生も多様化、複雑化し、場合

こうした中、自衛隊を派遣し続けることは、派遣を合法化するため憲法が認めるとする自衛隊の活動地域や内容の考え方を大きく変質させるとになります。

ことを主張しました。
さらに、緊急対処事態への対応に際しての、国
会の機能強化や、武力攻撃事態等も含め事態発生時
時に機動的な対応をするための現地対策本部の設

〇〇三年に少なくとも二回、日本に入国し、計一年二か月滞在していたことがドイツ警察による逮捕をきっかけに判明しました。

民保護のために重要な役割を果たすのが現地であります。まずは市町村レベル、あるいは住民、NGOなどが主体の地域レベルの体制整備が必要であります。事態の発生も多様化、複雑化し、場合

官報号外)

得た上で行う任意の措置しか取れないこととなると考えます。このような任意の措置を我が国が单独で実施したとしても、規制の実効性は確保し得ないと考えます。

さらに、武力攻撃事態対処法において、「武力攻撃予測事態においては、武力攻撃の発生が回避されようになればならない。」と規定されていますように、武力攻撃予測事態における措置につきましては慎重な対応が必要であると、このように考へておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣井上喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(井上喜一君) まず、基本法についてのお尋ねがございました。

この基本法につきましては、この有事の関連の法案の衆議院におきます審議の過程におきまして、与党と民主党の間におきまして、その内容となります骨子と、それから法律制定の時期につきまして合意がございました。

対象とする事態でありますけれども、対外的な武力攻撃、外からの武力攻撃あるいはテロ等による大規模な攻撃とか大規模な自然災害等、国民生活に非常に影響のある緊急事態に対する、その事態への対処の基本的なルールといいますか、基本的な原則を定めようとするものと理解をするものでございまして、私どもいたしましても、非常に意義のある合意と、こんなふうに考へておるわけでございます。

今後、与党と民主党の間におきましてその中身につきまして議論が詰められてくると思うんですねますが、政府といたしましても並行して十分検討を行ひこの内容を詰めてまいりたいと、こんなふうに考へる次第でございます。

次に、安全保険法の関係でありますけれども、我が国は從来から適切な防衛力を整備をするとところが重要と考えてまいりまして、この御指摘の安全保障基本法の制定につきましては今なお国民的な議論の推移を見守つてまいりたいと、こんなふうに考へる次第であります。

それから次に、国民保護法案の衆議院におきま

す審議の中で、緊急対処事態に關係する部分の修正がございました。この修正によりまして、緊急対処事態については、緊急対処保護措置のみならず、攻撃の鎮圧等の事態を終結される措置が緊急対処事態対処方針の中に位置付けられると、こういうことになつたわけでございまして、これによ

りまして適切に緊急対処事態に対処できるものと理解をいたしておる次第でございます。

それから、法律的な事態の認定前いろいろなことが起ころのではないか、それに対する対応の仕方、在り方はどうなのかという御質問でございましょうけれども、緊急対処事態の認定がなされる前に

おいて、現に何らかの被害が発生している場合におきましては、警察法あるいは消防法等の現行法の関連法規に基づきまして所要の捜査や救難救助活動が行われることは当然でございます。政府と

しては、当該事態を緊急対処事態等として認定した場合には、法案の規定に基づきまして、この当該認定に基づく所要の措置を講ずることといたしております。

いざれにしましても、平素からいかななる事態に

もさき間なく対処できる体制を整えておくことは

いわゆる基本法及び緊急事態における内閣総理大臣の権限や体制の整備につきましては、与党と民主党政権において検討が続けられるものと承知しておりますが、政府としても必要な検討を真摯に

行つてまいります。

御提案の安全保険基本法の制定については、国

もに、日米安全保障体制を堅持をして、また、国際の平和と安全を確保するための外交努力を推進することによりまして、國や国民の安全を確保す

ることが重要と考えてまいりまして、この御指摘の安全保険基本法の制定につきましては今なお国民的な議論の推移を見守つてまいりたいと、こんなふうに考へる次第であります。

次に、報道の自由に關連してのお尋ねでござい

ます。ですが、国民保護法案では、国と地方公共団体は放送事業者である指定公共機関等が実施する国民の保護のための措置について、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない旨を明確に規定をいたしております。

武力攻撃事態等においても、表現の自由などの国民の自由と権利が尊重されることは当然でございまして、政府としては、報道の規制など報道の自由を制限することは全く考えてないところでございます。

次に、官邸の強化等についてのお尋ねがございました。

緊急事態に的確に対処する上で、内閣総理大臣の権限や必要な体制の整備は極めて重要な問題でございまして、これらは基本法の中でも十分検討されることは思いますが、我々といたしましては、これらの点につきましては、現行の法令との関係を十分に整理をしまして、国民にも分かる形で示すことは、北朝鮮との敵対する本協議が予想される中で、日朝間の様々な懸案について、我が国が北朝鮮と協議を行ふに当たりまして、重大な支障や悪影響を与えることにもなりかねないとの観点から、当該報道機関との間でいろいろな厳しいやり取りがあつたと聞いておりましたが、最終的には私自身の判断によりまして、本來あるべき形に収めさせていただいたということを申し上げたいと思います。

また、詳細、また所管の担当大臣からのお答えがあると思いますが、一つですね、内閣の強いリーダーシップ、官邸機能の強化についてのお尋ねがありましたので、この点をお答え申し上げま

す。

緊急事態における内閣総理大臣の権限や体制の整備につきましては、与党と民主党との間で合意

されましたいわゆる基本法の骨子に基づきまし

官 報 (号 外)

のか、井上大臣に御認識を伺います。

このたびの三党合意に基づく基本法においては、対象とすべき緊急事態として、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃及び大規模な自然災害等が掲げられております。

現状においては、武力攻撃は武力攻撃事態対処法、治安事態については警察法、海上保安庁法等、また大規模災害については災害対策基本法等というように個々の事態ごとに個別の法律が並列的に存在する現状にあります。

基本法を制定するに当つては、これらの個別法の間にすき間が生じないよう、また個別法に基づく対応措置が相互に有機的に働くよう、個別法相互の関係を十分整理、調整する必要があると考えますが、有事法制を担当するお立場から、井上大臣の見解をお聞かせください。

次に、海上輸送規制法案について石破防衛庁長官にお尋ねいたします。

確保に資するため、外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があります。一般に海上輸送を行う船舶に対する臨検や拿捕は交戦権に基づくものとされ、憲法はこれを否認しております。それでは、本法案による各規制や手続は、憲法や国際法上どのような根拠に基づくものであり、どのような立法上の特色を有するか、御説明願います。

特に、第三国への船舶に対する規制は、国際的に十分な理解を得られるものであるかどうか併せてお尋ねいたしました。また、航空輸送に対する規制を考えなくてよいかについても御所見をお示しください。

路、海域、空域及び電波といった有事の際に利用

が集中することが予想される重要施設等の利用調整を行うものであり、迅速、的確な国民保護のための措置と、自衛隊、米軍の行動の円滑化の観点から、極めて重要な仕組みを設けるものであると

しかしながら、法案を見るだけでは、一般国民には国として具体的にどのような利用調整が図られるか必ずしも明らかではありません。これまでの国会質疑におきましても抽象的な説明しかなさ

されておりません。一般国民にとつては最も身近である道路を例に取つて、どのような利用調整が図られ、かつその実効性はどのように確保されるのか、井上大臣から分かりやすく御説明願います。

うためには、自衛隊が全力を挙げて救助活動等を実施できる自然災害とは異なり、諸外国におけるような文民保護のための専門組織を設立し、住民の避難誘導や救助活動を行わせる必要があります。

この問題に関しては、衆議院の附帯決議においても、国際人道法の精神等を踏まえ、自助・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこととされ、文民保護のための専門組織の検討を行うこととされております。

が、この点に関する政府の具体的対応を井上大臣にお伺いいたします。

さらに、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確、迅速に実施するため、訓練を行うことは非常に重要であることは論をまちません。その際、これまで重ねられてきた自然災害に対する訓練の経験の上に、それとは異なる点を

国民が体得していく必要があると考えますが、そ

の実施の在り方について、井上大臣にお答え願います。

我が国有事においては、防衛出動を命じられた自衛隊、また日米安保条約に基づき来援する米軍車両

が共同して対処することとなり、その結果、自衛隊及び米軍ともに捕虜を拘束することが想定されますが、我が国有事に、我が国 국내において捕虜に対する虐待等の非人道的行為が生じることは萬が一にもあつてはならないことあります。自衛隊においても、ジユネーヴ条約等の教育で一層

力を入れることは当然として、米軍に対しても、今回のイラクにおけるような事態が生じることのないよう、我が国政府としても万全の対応を行つ必要があると考えますが、川口外務大臣の御所見

をお聞かせください。
また、捕虜取扱法案においては、逃走捕虜の再拘束には、捕虜等警備自衛官の権限となつてお
り、そのために新たな武器使用権限も認められて
おりますが、捕虜の再拘束について、警察機関と
の関係はどのようになつてしているのでしょうか。ま

た、捕虜等警備自衛官の権限行使に当たつては、國民に対する不当な権利制限が行われないよう十分な運用上の配慮が必要と考えますが、防衛廳長官の御見解をお伺いいたします。

鮮の核をめぐる問題の平和的な解決に積極的な役割を果たすことは重要であります。さらに、この六者会合をベースに、将来、北東アジアの安全保障対話の継続的な枠組みへと定着させるべく外交努力を重ねる必要があると考えますが、外務大臣のお考えを伺って、私の質問を終わります。

〔國務大臣井上喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(井上喜一君) 緊急事態に対応します
体制の強化に関連して御質問がございました。
緊急事態への対処につきましては、関係する省
庁の機能を十分に生かしながら政府全体として総

合効を発揮することが重要でございまして、これまでも内閣を中心とした様々な緊急事態に対応する体制を整備強化をしてきたところでございます。このたび、基本法の検討が行われることになりまして、その中でも緊急事態への体制の在り方と

いいますか整備につきまして議論をされることになつておりますので、そういうふうに考えていく次第でございます。

次に、内閣情報調査室に現在二十四時間体制で情報を集約する体制、あるいは情報収集衛星による情報収集活動を行うための体制を整備いたしました。

ところでござりますけれども、内閣官房を中心
に、外交、防衛、治安等を担当する各省庁において
収集した情報を分析する体制が整備されてい
るところですが、さらに、引き続き、一
層、内閣全体の情報集約あるいは分析機能の充実

強化を図つて、国民の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる基本法についてのお尋ねがございました。

このたび、与党と民主党の間で緊急事態に係る基本的な法制の骨子について合意をなされたことございまして、これらの点について更に深い意義

۱۰

論が進んでいくものと思いますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、我々としてもその意義を高く評価するものでございます。

政府としても、必要な検討をこういった与党と民主党との検討に並行して真剣に行つてまいりたいと考えております。武力攻撃事態対処法、警備法、母子保険法、支那問題などござります。

法令との関係を十分に整理しまして、国民にも分かりやすい議論となるよう政府としても努めてまいりたいと、そんなふうに考える次第であります。

武力攻撃事態等におきましては、住民の避難などの国民の保護のための措置や自衛隊の部隊等の行動が的確かつ迅速に行われるよう、道路の利用の調整を図ることは言うまでもなく大変重要なことでござります。

では、対策本部長が、その時々の状況に応じて適切に判断した上で、住民の避難や自衛隊の部隊等の行動のための道路などを示した道路の利用に関する指針を策定することいたしております。

この指針に沿つて、都道府県知事は要避難地域の住民に対し避難経路を指示するとともに、自衛隊の部隊等が行動することになりますように努めてまいりたいと、こんなふうに考える次第であります。その際、都道府県公安委員会が適切に交通規制を実施することは言うまでもございません。

次に、文民保護のための専門組織に関する政府の対応についてのお尋ねがございました。

まず、海

及び憲法上の根柢と立法上の特色についてのお尋ねをいただきました。

国連憲章第五十一条におきまして、武力攻撃を受けております国は、自衛権を行使することが認められております。また、憲法第九条におきまして

ても主権国の固有の権利である自衛権の行使として自衛のための必要最小限度の実力を行使できる

ことは当然認めておるところでござります。

行使に伴う必要最小限度の範囲内の措置として実施するものであり、いわゆる伝統的な戦時国際法

の下での交戦権の行使としての臨検、拿捕とは法的根拠を異にし、また、その具体的な内容につきましても、まず、毛利又は守りて守らるる道

内に限られ、相手国領域は含まれないこと、次に、相手国商船についても常に停船検査が必要で

あること、そして、規制の対象となる物品の範囲を相手国による武力攻撃の遂行に直接資するもの

に限っておりまることさらには回航装置は船舶の占有権や所有権を取得するものではないこととするなど、法文上もその違いを明確にしておる

といふでござります。

れるのかと、このようなお尋ねを賜りました。国際法上、武力攻撃を受けております国は、相手国の海上交通、通商を制約するための措置として、第三国を真因とする台быう責苟の金盃を乞

第三回を原作とする舟舟の和布の相手を写す
するなどの制約を加えることも可能であると、こ
のように解されておるところですぞいります。

このように、本法案に基づきます措置は、この
ような武力攻撃を受けている国に国際法上認めら
れている正当な権利の下で、自衛権の行使に伴う
必要最小限度の範囲内のものとして実施するもの
であり、停船検査を実施する区域を告示して定
め、外国政府等に周知することともいたしてお
り、国際的理解を十分得られるものと考えており
ます。

次に、航空輸送規制をどうするのかと、お尋ね
をいただきました。

武力攻撃事態における航空機による輸送の規制
につきましては、現実の問題として、飛行中の航
空機を空中で停止させて検査するということは不
可能でございます。また、各国の実行について見
ましても、船舶の場合に比べ具体的な国家実行と
して確立をしておらないと、このように承知をい
たしております。

以上のような理由から、本法案においては航空
機を対象とはしなかつたところであります。お尋
ねの点につきましては、今後の国際社会の動向も
注視してまいりたいと考えております。

次に、逃走捕虜の再拘束のための武器使用権限
についてのお尋ねであります。

捕虜に対する武器使用につきましては、捕虜の
拘束、抑留等、自衛権の行使に伴い実施する措置
の一環として認められるものであり、自衛隊法第
八十八条に規定しております武力の行使や防衛出
動時に準用される警察官職務執行法第七条の規定
による公共の秩序維持を目的とする武器使用とは
異なる性格のものでありますので、本法律案の規
定による捕虜の拘束、抑留なし再拘束等の任務
遂行のために必要な武器権限として新たに規定を

員することになるのではないか。一体どのように切り分けてできるのでしょうか。日米で調整するなどというあいまいな答弁は許されません。明確な答弁を求めるものであります。

日本有事との関連でたたしておきたいのは、アメリカが国連憲章違反のイラク戦争と占領の中で起こしている実態についてであります。

辜の市民を無差別に殺りくしました。モスクも攻撃しました。しかも、アブグレイブ刑務所で発覚した拷問、虐待行為は常態化しています。政府はこれまで、アメリカは国際法を守る国だ

ネーヴ条約と国際人道法に明らかに違反していると認めないのですか。それでもなお、アメリカは国際法に従う国だと言い続けるつもりですか。有事関連法案は、国民保護法案などと一くくりに総称されていますが、実態は、米軍に対し、自衛隊ばかりが国民を動員して、全面的な軍事支援を行うことが中心であります。

ところが、武力攻撃予測事態で米軍がどのような軍事行動を行うのか、米軍の軍事行動を制約する規定は全くありません。アメリカは、周知のように、先制攻撃戦略を国家政策としています。今回の法案には、このようなアメリカの先制攻撃を制約する規定はあるのですか。

また、政府はこれまで、日米安保条約に基づく日米共同作戦において核兵器の使用も敵地攻撃も可能と答弁してきました。法案は、米軍がこの上

は軍事作戦を実施することを制約するものには
ていないのでありませんか。

今回の法案では、行動閑延措置という米軍支援自衛隊や地方自治体、民間会社を動員するといいますが、先制攻撃や敵地攻撃を行う米軍へ

支援も行動関連措置になるのですか。米軍が求めるものは何でも支援するという仕組みになつてゐるのではないか。明確にお答えいたさき

公共施設利用法案では、日本有事の際、米軍が

飛行場 空域 海域 雷波 道路を優先的
使用することを規定しています。

奎づく日米航空合意によって、米軍の要請があ
はいつでも米軍の軍事行動を優先する仕組みが
うつられております。沖縄では、暫定的といひなが

いまだに嘉手納ラップコンという米軍優先の体が続けられています。その上、法案で米軍の優

この際、日米安保条約に基づく秘密の取決めも
めて、米軍優先を規定した法律や取決めはどの

「この法案はまた、国民と地方自治体が平和を守
るために何ができるか、明瞭にする必要があります。

ために築き上げてきた成果を根こそぎ奪うもの
なっています。

として、七五年以来、核兵器を搭載していない
いう非核証明を提出しない外国船舶は入港させ

方針を実施しています。公共施設利用法案で港湾管理者が非核証明なしの米軍艦船の入港許可しない場合は、総理大臣が国土交通大臣を

指揮して入港を強行するのですか。地方自治体の権限を基本とした港湾法を改正することなしに、港湾法の権限を剥奪できるのですか。これは明白な也程も合意の別段、是言ひござないつて下さい。用事

な答弁を求めるものであります。

政府は国民保護たどいいますか、その主体となる地方自治体からは、武力攻撃がどのような形態を取るか分らないのに、避難計画など考えよ

うがないという批判と疑問の声が上がつています。

しているのであります。この戦争の訓練は、一体どれくらいの規模で行うのですか。訓練を通じ

関連法案には、国民に強制しないなどといいな
りませんか。明確にしていただきたい。

がら、国民をアメリカの戦争に動員する内容が随所にちりばめられています。米軍円滑化法で事業者こそ、あらゆる競争の企業、会社が含まれ

るのですか。自衛隊への協力には事業者の責務がないのに、なぜ米軍だけにはこの規定が置かれた

強制的に動員することにならないという保証はどうですか。職務命令となれば、労働者、国民が事業者に米軍への支援を請う指で、どうですか。

今日の特徴は、イラク戦争への反対運動で明らかにあります。こにあるのですか。併せて答弁を求めるものであります。

かなように、無法な戦争に対する世界諸国民の新しい平和の運動が広がつてゐることであります。

アジアでもこの流れが確実に大きくなつていま
す。こうしたときに有事関連法案を作ることが、

いかにこの世界とアジアの新しい平和の流れに水を差し、アジアの緊張を激化させ、日本への警戒心と懸念を増幅させるのは、政府は真剣に考えたことのあるのですか。

今、大事なことは、有事法制を作ることではありません。憲法九条に基づいて、アジアの平和の流れを更に大きくするために国際的な平和外交のイニシアチブを發揮することです。日朝首脳会談で強調されたように、敵対から協調の関係に発展させることであります。これこそが有事を起こさせないための本当の保証だと思いませんか。答弁を求めるものであります。

私は、世界とアジア、日本の平和を実現するため、アメリカの戦争に日本国民を動員する、憲法違反の有事関連法案の廃案を強く求めて、質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣井上喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣（井上喜一君） 有事法制整備に当たつての情勢認識についてのお尋ねがございました。

外部からの武力攻撃などに備え、国家の緊急事態に対処するために必要な法制を整備することには、法治国家としての当然の責務だと考えております。

こうした考え方の下に法律の整備を行うものでありまして、昨年成立した武力攻撃事態対処法と相まちまして、今回提出している七法案・三条約により、國家の緊急事態に対処する基本的体制が整備されるものと考えております。

次に、周辺事態と武力攻撃予測事態とが併存する場合の行動閾値措置につきお尋ねがございまし

膠着状態に陥っていました日朝関係を開拓すべく、二十二日、総理は政治的リスクを顧みず北朝鮮に赴かれ、金正日国防委員長とのトップ会談に臨みました。私は、このたびの総理の決断を高く評価するものであります。

外交慣例上、例のない総理の再訪朝の結果、国民皆が望んでいた拉致被害者御家族の帰国については、八名のうち、家族二組五名の帰国が実現いたしました。御家族の再会は実際に一年七か月ぶりであり、国民とともに喜びたいと思います。

また、このたびの総理の決断を評価する声が多いことは、各種世論調査においても六割以上の国民の支持を得られていることでも明らかであります。

しかしながら、これで拉致問題が解決されたわけではなく、あくまでもこの再会談が拉致問題解決の一歩を踏み出したものであること、それを我々は認識しなければならないと思います。

こうした成果を踏まえた上で、曾我ひとみさんの御家族の帰国はもとより、拉致被害者十名を始め、特定失踪者に対しても、今後、北朝鮮に積極的に働き掛け、政府一丸となつて徹底的な真相究明を図つていかねばなりません。

また、安全保障問題に関しては、ミサイルの発射凍結を確認したことは一定の成果と考えます。しかし、核問題に関しては、一昨年九月の日朝首脳会談以降、北朝鮮がNPT体制からの離脱を表明するなど、むしろ事態が悪化しております。北朝鮮が本当に検証可能な形で核の完全廃棄を行うのかどうか、確証がありません。総理、この点について総理はしっかりと金正日氏に詰め寄つたんでしょうか。

外交慣例上、例のない総理の再訪朝の結果、国民皆が望んでいた拉致被害者御家族の帰国については、八名のうち、家族二組五名の帰国が実現いたしました。御家族の再会は実際に一年七か月ぶりであり、国民とともに喜びたいと思います。

また、このたびの総理の決断を評価する声が多いことは、各種世論調査においても六割以上の国民の支持を得られていることでも明らかであります。

そこで、まず、このたびの訪朝の成果やその意義について、総理自らの口から国民に分かりやすく御説明願います。

あわせて、今後の日朝外交正常化交渉の再開の見通しについてお尋ねいたします。

次に、拉致問題について伺います。

このたびの総理訪朝により、五人の御家族の帰国が実現いたしました。しかしながら、ジエンキンス氏は、総理の説得にもかかわらず、本人の意向もあり、残念ながら第三国で再会する段取りとなりました。

また、安否不明者については、金正日委員長は白紙から再調査を徹底的に行う旨の表明を行つたものの、時間稼ぎ、問題の先送りではないのかと危惧する声も聞こえてまいります。

こうした懸念を打ち消すためにも、両国が協力して行う再調査に関しては、調査期限をしつかりと設けて、日本が主体的に参加できるような体制に持つていくべきであります。総理は、昨日の衆議院本会議での質疑において、調査を十分に行うために調査期限を設けないとおっしゃいましたけれども、我々はいつまでも待てるわけではありません。迅速な対応を望みたいと思います。

また、よど号グループ犯人の引渡しが拉致問題の解決につながると考えますので、引き続き早期の引渡しを求めていくべきであります。

今後、我が国は、安否不明者十名及び特定失踪者に対する真相解明をどのように図つていくのか

が重要となつてまいります。前回の北朝鮮が示した安否不明者の報告書はでたらめばかりであります。その後、我が国からの調査要請に対して北朝鮮は何ら誠意ある回答をしてきませんでした。そのため、国民には、今回の会談を受けて再調査をすると言つても、果たして北朝鮮がしつかりとした調査を行うのかどうか、全く不信感にみなぎつています。

家族五名の帰国をもつて拉致問題の幕引きとすることがあつては絶対にならないのであります。したがつて、再調査に関しては、日本の専門家の参加を確保するなど、我が国の主張を最大限反映できるような検証可能な体制を整備した上で、今回約束したことの実現を急ぐべきであります。

この点についての総理の御所見をお伺いいたします。

また、曾我さん御家族の第三国での再会は、北朝鮮からの影響力が弱く、アメリカに引き渡されることのない、御家族がゆづくりと安心して時間が掛けられる場所で行なうことが望ましいと考えます。また、アメリカに対しましても、ジエンキンス氏の処遇について善処するよう引き続き強く働き掛けるべきだと思いますが、家族再会へ向けて総理の御所見を伺います。

核問題に関しては、総理は、核廃絶と国際的な検証受け入れを強く働き掛けたことによりまして、金正日委員長から、朝鮮半島の非核化が最終目標である、核の凍結は非核化の第一歩であり、検証が伴うのは当然である、また六者会合を活用した平和的解決に向けて努力する、こういう旨の発言を引き出しました。また、ミサイル問題に関しては、弾道ミサイル発射実験のモラトリアム

ム延長の確認が行われたと伺っております。

こうした一定の前進はありましたが、一抹の不安も残ります。さきに北京で行われました作業部会でも、完全核廃棄を求める日米韓に対し、北朝鮮は核凍結を核兵器計画に限定するなど、両者の間には今なお大きな隔たりがあります。この先、北朝鮮がノドン及びテポドンミサイルなどに核兵器を搭載し得るようになり、我が国にとつても深刻な脅威となるような事態は断じて避けねばなりません。

そこで、今後、北朝鮮の核問題に対して六か国協議などでいかに取り組むのか、日米韓が連携して更なる完全廃棄の圧力を掛けていくべきであると思いますが、政府の基本方針をお伺いいたします。

今回、政府は、北朝鮮に対して二十五万トンの食糧支援を始め一千万ドルの医療支援を表明いたしました。さらに、総理は、日朝平壤宣言が遵守される限り制裁措置を発動することはない旨の発言を行いました。こうしたことは、家族の無条件帰国という政府の従来の北朝鮮に対する基本方針を逸脱するものであると、そういう指摘がございましたが、これに対してはいかがお答えになりますか。

また、制裁発動のカーディーを放棄するのは、対話と圧力という我が国の大政的基本政策の方針転換ではないかと、そういう見方もございます。

しかしながら、これには平壤宣言の遵守という限定がなされており、またすべての外交カーディーを失つたわけではありません。我が国には無償資金協力などの経済協力という最終カーディーが残っています。北朝鮮のねらいは、我が国から

の大規模な経済支援にあります。しかし、我が国は拉致及び核・ミサイル問題の解決なくして国交正常化なく、国交正常化なくして経済支援はあり得ないという基本方針を有しております。我々は、こうした基本方針を崩すことなく、北朝鮮に對して拉致問題、安全保障問題の包括的な解決を求めていかねばなりません。

そこで、たとえ例外的な措置としても、日朝正常化交渉の過程においての本格的な経済支援はあつてはならないと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

今後、六月上旬には先進国サミット、また下旬には六者協議の第三回会合が開かれますが、今回の総理の訪朝を踏まえて、こうした機会に我が国は更なる外交努力を展開すべきと考えます。これらの外交舞台における総理の戦略についてお伺いいたします。

以上、伺つてまいりましたが、御家族が高齢となり、一刻も早い解決が急がれる拉致問題を始め、我が国の安全保障の懸案となつてゐる核問題、ミサイル問題などに対し、総理が今後とも積極的に取り組まることを御期待申し上げまして、私の質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 拝添議員にお答

えいたします。

今回の訪朝の成果、意義についてでございますが、先ほど御報告したとおり、今回の訪朝は、日朝関係の現状を踏まえ、日朝双方が日朝平壤宣言を履行していくことを改めて確認することが我が国に資するとの大局的な政治判断によつて決断したものであります。

具体的には、拉致被害者家族五名の帰国を実現し、曾我ひとみさんの御家族についても第三国での再会につき調整することとし、安否不明の方々の真相究明に向けた白紙状態からの徹底した調査を直ちに再開することになりました。

また、核問題については、私より、国際的な検証の下における核廃棄を強く求めました。これに對し金正日委員長自身から、凍結は非核化への第一步であり、当然検証を伴うものとの発言があり、六者会合を通じ核問題の平和的解決に向けて一層の努力を傾けることで合意しました。

さらに、ミサイル発射のモラトリアム継続を再確認するなど、我が国のみならず地域の安全保障にとつて重要な諸問題についても成果があつたと考へます。

日朝国交正常化交渉の再開の見通しでございますが、国交正常化交渉の再開については、政府として從来より、まずは拉致被害者御家族の帰国を実現し、その上で再開された国交正常化交渉の中で安否不明者に関する真相究明も行つていくといふ方針であります。今次訪朝の結果を踏まえ、しかるべき時期に日朝国交正常化交渉の再開に向け調整を行つていく考えであります。

安否不明の方々に関する問題ですが、本件に関し、今回北朝鮮から新たな情報提供はありませんでした。安否不明の方々についての真相究明は一刻も早く行う必要があります。我が国としては、早期に本格的かつ徹底した調査を行う旨明言しました。安否不明の方々についての真相究明はいついた。安否不明の方々についての真相究明は北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すべく、引き続き努力を傾注していく考えであります。

また、国交正常化なくして北朝鮮に対する本格的な経済協力はないという方針に変わりはありません。この拉致問題に長年苦しめている関

に、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の解明を図つていく考えであります。

ジエンkins氏の問題ですが、政府としては、今回の日朝首脳会談及びその後の私とジエンキンス氏とのやり取り、並びに曾我さんの御意向を踏まえて再会し、再び生活をともにできるよう最大限に努力してまいりたく、米国とも銳意話し合つていく考えであります。

今後の核問題への取組、各国との連携についてですが、北朝鮮の核開発は我が国の安全保障にとつて重大な脅威であり、六者会合を通じて平和的に解決するというのが国的基本的考え方であります。先日の訪朝では、金正日国防委員長に対して、北朝鮮による核開発は絶対に容認できないことを強調し、国際的な検証の下における完全な核廃棄を要求しました。

我が国としては、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、完全、検証可能かつ後戻りできない核廃棄という目標に向け、建設的な役割を果たしていく考えであります。

日朝国交正常化についてですが、政府としてまず、今回の小泉総理の再訪朝は、拉致被害者の御家族五名の帰国を除けば、大失敗だと申し上げたいと思います。

確かに、拉致被害者の御家族五名の帰国は大変歓迎すべきことではありますが、他方、曾我さんの御家族三名が北朝鮮にとどまつたままであること、また、横田めぐみさん等、安否が確認されない十名の拉致関係者の方々の情報、更には数十名あるいは数百名と言われる特定失踪者の情報などがいまだに全く明らかになつていてないなど、総理自らが二度も訪朝しているのにもかかわらず、誠に不十分な成果しか出でていません。

北朝鮮による日本国民に対する拉致問題全体を見れば、成果は誠に不十分で、本当に残念でたまらないません。この拉致問題に長年苦しめている関

係者の皆様に、改めて心からお見舞いを申し上げるものであります。

元々、拉致問題は、北朝鮮は否定していますが、明らかに組織的で、かつ憎むべき国家犯罪であります。北朝鮮は、直ちにすべての情報を明らかにし、拉致関係者を日本に帰国させて当然であります。何か、北朝鮮にお願いをして、あるいは頼み込んで、取引をして返してもらうといった筋合いのものではありません。日本国、そして日本国民の主権が北朝鮮によって踏みにじられたのであります。即時かつ無条件で原状に復帰させ、帰国させることが当たり前なのであります。

政府のなすべき最優先課題は、日本国民の生命、財産を守ることであるはずです。しかし、小泉総理を始め日本政府は、二十数年もの長い間、多数の拉致問題から目を背け、真剣にこの問題に取り組んできていません。今回の小泉総理の再訪朝も、日帰り外交で、かつ金正日委員長との会談もわずかに一時間足らずというもので、真剣に拉致問題全体を解決しようという気概や意気込みが伝わってきません。

そこで、ます、拉致問題全体の解決にかかる小泉総理の気概と見解を伺います。

さらに、小泉総理に伺います。

曾我さんの御家族三名の帰国のための今後の取組、そのスケジュール等をお聞かせください。

曾我ひとみさんの夫のジェンキンスさんについて、米軍からの脱走の罪等、米国からの訴追について、総理は自分が保証するとしてジェンキンスさんを説得しようとされたようですが、日本地位協定上、あるいは日米犯罪人引渡し条約上、成算があつてそのように説得されたのか、そ

の根拠をお示しください。また、この点、アメリカ大統領あるいは国務長官、国防長官等と折衝されたのか、総理の答弁を求めます。

横田めぐみさん等安否が確認されていない十名の方々の再調査はいつから始まり、いつまでにはつきり情報が得られるのか、お聞かせください。

數十名あるいは数百名と言われる特定失踪者に対する情報、そしてその取扱いは対北朝鮮との関係でどうなるのか、また、日本の捜査当局では再捜査などどのように取り囲られているのか、お聞かせください。

北朝鮮側からの拉致問題に対する明確な謝罪はまだに行われていません。はつきりと謝罪等を要求すべき等と思いますが、総理の見解を伺います。

ところで、なぜ貴重な国民の税金を、赤字国債を出し借金までして、欧米に比べ格段に多く北朝鮮に支援するのか、総理の答弁を求めます。

総理は、山崎拓元自民党副総裁や平沢勝栄衆議院議員を前もって裏取引の下交渉に派遣したという見方もありますが、その真相をお聞かせください。

外務省等の正規ルートではなく、何か不明瞭かつ不透明な裏コネクションを利用することによつて裏取引があつたのではないか、また、それにようつて人道支援の量あるいは金額が跳ね上がつたのではないかと言われています。

また、田中均外務審議官を重用しておられるようですが、なぜか、お聞かせください。

日本テレビの食糧支援二十五万トン報道に激怒し、マスコミに圧力を掛けた事実にどのような責任を取るのか、総理の明確な答弁を求めます。

拉致問題の一部解決に併せて、人道支援とはいえない食糧二十五万トン、医薬品一千萬ドル、約十一億円の支援を表明したことは、見返りの取引としましてしか受け止められず、日本はやっぱりお金で解決をするのかと国際的に受け止められ、日本の将

て、現在、自衛隊も派遣して協力しています。

それに対して、北朝鮮は核兵器の保有を示唆しているにもかかわらず、また支援国家で、正に日本に大きな脅威を直接的に及ぼしている国です。

そもそも、今回の訪朝は総理の見解を求められて行われました。その裏には、小泉総理自身の年金未納問題を隠ぺいする意図もあつたのではないかとも言われています。

小泉総理は、年金問題では今後十四年間にもわたって毎年年保険料を引き上げ、国民に合計二十兆円もの負担を押し付けるばかりか、本人御自身は、国民年金未加入の期間に入っていないのだから未納ではないと、まやかしかつごまかし的答弁をしていらっしゃっています。これまで短い言葉で、払うべきときには払っていますと言つていたわけですから、明らかに国民に対する背信的、詐欺的答弁です。

ところで、小泉総理の年金問題であります、一九七〇年四月から一九七四年十一月の間、三福不動産に勤務し、サラリーマンが入っている厚生年金に加入していましたが、勤務実態がないのに月給約二十万円を支給され、厚生年金保険料を支払っていたとの情報がありますが、この事実関係を総理に伺います。

また、総理は、サラリーマンの経験がないとかつて国会で答弁されました。そのことと、このサラリーマンの加入する厚生年金支給問題との整合性を明確にお答えください。

勤務実態がないのにこのようなことが行われていたとしたら、誠にゆゆしきことであり、総理と

して極めて重大な責任があります。

また、総理は、この五月十四日、北朝鮮への再訪問の発表と併せて、一九八六年以前の年金の加入・未加入状況、そしてその支払状況、さらに八年以降の年金納付状況を発表されました。その納付記録を厚生労働委員会でも要求していますので、是非とも委員会にお示しいただきますようお願いいたします。

今指摘しましたことは、三十兆円の国債枠という約束を国民にしながら、守れなければ大したことはないと言つて平然と公約をほごにする総理の政治姿勢と共に誠に無責任かつつい加減な実態を表すものであり、国民のトップとしてあるまじきことであります。総理の責任ある答弁を伺います。答弁を逃れずに必ず答弁されることを強く要請いたします。

総理が総理なら他も推して知るべしです。

細田官房長官は秘書給与を道路公团ファミリー企業から払つてもらつている政治資金規正法違反事件、年金未納の閑僚、六閑僚が居座つたまま、そして年金改正法案担当の副大臣二人が年金未納、さらに年金を無駄遣いしたり運用で六兆円も

損金を出しても平気の平左でだれも責任を取らない年金官僚、日本歯科医師会政治連盟の多額献金スキヤンダル等、社会保険庁の泥まみれ、金まみれの体質、言わば小泉内閣は總無責任体制の政府であり、スキヤンダルだけの汚れた政府・与党

であります。

国民党は年金未納問題が発覚するたびに驚き、怒り、今ではみんな白け切っています。これではばかりかしくてだれも年金を支払いたくなくなります。このような状況を引き起こした小泉内閣の責

任は極めて重大です。大丈夫、大丈夫と言つても年金は本当に大丈夫なのか、老後はどうなるのか、国民は大変不安になっています。

倒産、失業、自己破産、自殺者、犯罪、ホームレス、不登校、教育の荒廃、農業、環境の問題

と、数え上げれば日本の将来は全く真っ暗です。小泉さんが人気取りをやつているときではありません。真摯に、かつ緊迫感を持って直ちにこれら

の問題に立ち向かわなければなりません。

しかし、小泉さんはもう駄目です。もう無理

です。この三年間でこのことがはつきりしました。早く交代してもらわなければ日本はどんどん悪くなるばかりです。

民主党にはこれらの問題に直ちに、かつ的確に対応できる具体的プランがあります。民主党は国民の皆さん期待にこたえて、来るべき参議院選挙に勝利し、小泉政権を打倒する覚悟であるといふ強い決意を申し述べまして、私の質問を終わります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 広野議員にお答えいたしました。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

どうもありがとうございました。(拍手)

拉致問題の解決に向けた私の考え方でござります

が、今般、拉致被害者御家族五名の方々の帰国が実現しましたが、曾我ひとみさんの御家族の問題、安否不明の拉致被害者の方々に関する真相究明について、引き続き、今回の首脳会談で得られた進展を踏まえ、政府として最大限の努力を払う考えであります。

曾我さんの御家族の帰国についてでございます

が、政府としては、今回の日朝首脳会談及びその

後の私とジェンキンス氏とのやり取り並びに曾我さんの御意向を踏まえ、曾我さん御一家が一日も早く適切な第三国において再会し、再び生活をとどめにできるよう最大限努力していく考えであります。

ジェンキンス氏らの問題と米国との関係についてですが、私は、ジェンキンス氏に対して来日を説得した際、同氏の御家族が日本において一緒に暮らせるよう日本政府として最善の努力を払うということをお伝えしました。米国政府との間で

は、ジェンキンス氏に関して人道的観点から一定のやり取りを行つてきましたが、日朝首脳会談に先立つて米国との間でその身柄の扱いについて何らかの合意があつたということはありません。

安否不明の方々に関する問題ですが、我が国としては、早急に北朝鮮側に再調査を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の究明を図つていく考えです。徹底的な調査を求めるとの観点から、現在のところ、調査に期限を求めるることは考えていませんが、できる限り早期に成果を得るべく努力してまいります。

いわゆる特定失踪者についてですが、政府としては、従来より、被害者と認定された十五名の方々に限定することなく、広く北朝鮮による日本人拉致という観点から、諸外国との間で情報収集・交換を行つてしております。

今回の首脳会談においても、今後新たに拉致と認定される事案がある場合には真相究明の対象として取り上げていく旨、北朝鮮側に伝えておりま

す。特定失踪者への捜査当局の対応でございます

官 報 (外) 号

が、警察においては、既に拉致被害者と認定されている十五名以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があることから、今後とも関係機関と緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する捜査、調査を推進して、実態の解明に全力を挙げてまいります。

拉致問題に関する謝罪でございますが、一昨年九月に私が訪朝した際、金正日国防委員長は拉致問題について、過去に北朝鮮当局が行つたことを率直に認め、遺憾なことでありおわびする旨、明確に述べております。

拉致被害者御家族の帰国と北朝鮮への人道支援の問題ですが、今般の首脳会談を踏まえ、我が国としては、国連機関を通じ、食糧及び医薬品等の人道支援を行う考え方を表明しました。これは、国連機関の人道支援についてのアピールによつて、国際社会の一員として支援するという観点から判断したものであり、北朝鮮側に対しても見返りを与えたというものではありません。

北朝鮮への人道支援の額が欧米諸国に比べてけた違いに多いのではないかとのお尋ねでございましたが、我が国が最後に北朝鮮食糧支援を行つた二〇〇一年以降、米国は毎年約十万トンから四十万トン、韓国は毎年約十万トンから五十万トンの食糧支援を北朝鮮に対して行つており、今般表明しました我が国の支援が特段多いとは考えておりません。

いざれにせよ、さきに述べたように、今回の支援の量は、国連機関のアピールに対し国際社会の一員として応分の貢献を行うという観点から決定したものであります。

政府間でない北朝鮮側との接触等に対しお尋ね

がございましたが、今回の首脳会談は、日朝関係の現状を踏まえ、日朝双方が日朝平壤宣言を履行していくことを改めて確認することが我が国自身の国益に資するとの大局的な政治的判断によって決断したものです。また、政府としては、

一体となって対北朝鮮外交に取り組んできており、個々の案件について最も適切な陣容で対処しております。報道機関に圧力を掛けたのではないかとのお尋ねでありますが、私の訪朝に関する事前の報道をめぐつて報道機関との間で何か食い違いがあつたようになりますが、やはり正しい報道をしてもらうなら、ごろから記者諸君との円滑な意思疎通が必要であり、そういう面についてよく配慮して対応するように指示したところであります。

北朝鮮に対する経済制裁についてですが、日朝平壤宣言は、日朝双方が日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとしております。政府として、北朝鮮に對し、拉致問題の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々に最善の方策を取つていく考えであります。が、いざれにせよ、日朝平壤宣言の精神に従つた取組がなされようとしている現時点において、拉致問題を理由として北朝鮮に對しいわゆる経済制裁を発動する考へはありません。

北朝鮮による安全保障上の脅威と我が国の対応についてですが、今回の首脳会談では、核問題について金正日委員長から、凍結は非核化への第一歩であり、当然検証を伴うものとの発言があり、六者会合を通じ、核問題の平和的解決に向けて一

層の努力を傾けることで合意しました。我が国と

しては、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、完全、検証可能かつ後戻りできない核廃棄という目標に向け、建設的な役割を果たしていこう考えであります。また、政府としては、

さらには、ミサイル発射のモラトリアム継続を再確認するなど、我が國のみならず、地域の安全保障にとって重要な諸問題についても成果があつたと考へております。

なお、年金の問題については訪朝の問題とは直接関係はないものと考えておりますが、お尋ねがございましたのでお答えいたします。

御指摘のあつた期間、私が厚生年金に加入していたことは事実ですが、不動産会社での勤務実態がなかつたということはありません。

また、当時は議員秘書、後に衆議院議員との兼職という立場にあり、サラリーマンと聞いて国民が一般的に思い浮かべるいわゆる会社員ではありませんでした。サラリーマンの経験がないとの私の発言は、こうした点を踏まえて申し上げたものであります。

そこで、まずお伺いいたします。今回の訪朝の成果について、国民の世論調査を見ますと、総体的には高い評価がなされています。今の小泉総理の率直な心境をお伺いしたいと思います。

日本国民と拉致被害者の御家族の方たちがいちばん思い続けてきたことは、この膠着状態にある局面を解決するためには、再び二国間で首脳同士が胸襟を開いて対話する以外に解決の道はないという切なる願いがありました。これを受けて小泉総理は、勇気を持つて二回目の訪朝を決断されたことを高く評価いたしました。

会談の結果、無事帰国されました地村さん御夫婦の三人の子供さん、蓮池さん御夫妻の二人の子供さんが両親の元に歸れましたことを私たちが心の底から率直に喜び、祝福したいと思います。そして、五人の子供さんが一日も早く日本の生活に慣れ、新しい出発ができるように、国と地方自治体が緊密な連携を図つて、教育、就職等、自立

○議長(倉田寛之君) 千葉国男君。

〔千葉国男君登壇 拍手〕

○千葉国男君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま小泉総理から御報告のありました日

朝首脳会談につきまして御質問いたします。

二〇〇二年九月十七日、小泉総理が最初に北朝鮮を訪問されてから一年八ヶ月、この間、拉致被害者五人の皆様は、帰国の喜びもつかの間、御家族離れになり、北朝鮮の八人の御家族との再会のめども立たず、今日まで余りにもつらい日々を送らせてきました。また、安否未確認十人の拉致被害者の御家族の再調査要請、そのほか特定失踪者の安否など、関係者の皆様の長きにわたるそぞの苦惱は計り知ることができません。

小泉総理は、北東アジアの平和と安定の実現のため、また、様々なこれら御家族の思いの象徴であるブルーリボン・バッジを胸に平壤空港に降り立たれました。

そこで、まずお伺いいたします。今回の訪朝の

に向けて万全の対策を講ずるべきだと思いますが、総理の御所見をお伺いいたします。残念ながら、帰国のかなわなかつた曾我ひとみさんの御主人のジエンキンスさん、二人の子供さんについては、日朝間において第三国でお会いすることが合意されました。具体的に今後どう取り組まれるのか、総理の御見解をお伺いします。

そして、何としても四人そろつて生活がしたいという希望を達成させていただきたい。特に、米国に対し訴追の免除が可能になるよう粘り強く交渉し、曾我さんの願いが一日も早く実現できますよう取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回の訪朝に対し、安否不明の拉致被害者十人との調査状況を確認することも重要な被害家族の強い要請でありました。総理は、日朝首脳会談を終えて、夜十時過ぎから、拉致被害者と家族会のメンバーに対し再訪朝の御報告をなされました。御承知のように、予想していた最悪の結果が出た等と厳しい批判が浴びせられました。しかし、この言葉は、家族会ならではのやむにやまれぬ切実な思いの言葉であります。総理、この言葉をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

これら安否不明の拉致被害者十人について、正日国防委員長は、前回の報告を白紙にし、再調査する旨、回答がありました。この回答に対し、被害者家族との認識の乖離はうすめ尽くし難いものがあります。私は、二十二日夜の拉致被害者と家族会の報告の声を、是非、金正日国防委員長にも聞かせたいという思いで一杯であります。

外 報 告 (号)

この再調査の実効性を確保するため日本政府はどう取り組まれるのか、特定失踪者の調査について北朝鮮はどう対応するのか、お伺いをいたします。

拉致被害者と家族の納得のいく調査結果を得るために全力で取り組んでいただきたい。納得のいく調査結果が示されない場合、どのような対策、制裁措置を考えているのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 千葉議員にお答えいたします。

今回の訪朝の評価でございますが、今回の訪朝は、日朝関係の現状を踏まえ、日朝双方が日朝平壤宣言を履行していくことを改めて確認することが我が国の大益に資するとの大局的な政治判断によつて決断したものであります。

具体的には、拉致、核、ミサイルといった諸懸案について、北朝鮮側の前向きな対応を強く求め、重要な成果を得たと考えています。

世論調査等における評価については、これを謙虚に受け止め、北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すべく、引き続き努力を傾注していく考えであります。

帰国した五人の子供の支援でございますが、政府としては、拉致被害者の御家族の方々が社会生活を円滑に営むことができるよう、御家族の要望を踏まえ、給付金の支給、生活相談、雇用・教育機会の確保など拉致被害者支援法に基づき、総合的な支援策を関係自治体と連携して効果的に実施することとしております。

ジエンキンス氏らの問題ですが、政府として

は、今回の日朝首脳会談及びその後の私とジエンキンス氏とのやり取り並びに曾我さんの御意向を踏まえ、曾我さん御一家が一日も早く適切な第三国において再会し、再び生活をともにできるよう最大限努力してまいりたく、米国とも銳意話し合つていく考えであります。

安否不明の拉致被害者の方々についてですが、安否不明の方々についての真相究明は一刻も早く行う必要がありますが、我が國のみでできることには限界があり、北朝鮮側の協力が是非とも必要であります。今回、北朝鮮側が本件は解決済みであるとの従来の姿勢を改め、白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底的な調査を行ったことは極めて重要であると考えております。

我が国としては、早急に北朝鮮側の再調査の結果を求める一方、我が国独自の調査結果とも突き合わせて真相の究明を図つていく考え方であります。

また、今後新たに拉致と認定される事案がある場合には、真相究明の対象として取り上げていく考え方であり、この旨、今回の首脳会談においても北朝鮮側に伝えました。

いずれにせよ、政府としては、北朝鮮に対し、安否不明の方々に関する調査を含め、拉致問題の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々に最善の方策を取つていく考えであります。(拍手)

ところどころで、国交正常化交渉の再開をめぐつては、政府・与党内外に議論があると報道されていますが、総理は日朝平壤宣言を基礎にした国交正常化交渉をどういう手順で進める考えですか。お答えを受けています。

再確認された日朝平壤宣言に基づいて日朝関係を改善することは、日朝二国間にとどまらず、六カ国協議と併せて北東アジアの平和と安定につながる国際的にも意義のあるものとして期待されているのであります。

最近、東京で行われた日中韓三国の学者によるある国際シンポジウムで、六カ国協議とARF、ASEAN地域フォーラムが合わさつて北東アジアの平和と安全保障の枠組みができるだろうとい

○議長(倉田寛之君) 吉岡吉典君。
〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 日本共産党を代表して、小泉総理の訪朝報告に対する質問を行います。

う発言がありました。

総理自身、訪朝に先立つて、今回の私の平壤訪問を機に、北朝鮮との交渉を更に進めていきたいと思っています。そして、早期に北東アジア地域の平和と安全に資する形で北朝鮮との間の国交正常化を何とか実現したいと思つてはいるんですけど語つていました。

総理、今回の訪朝は、こうした発言に見られる北東アジア、さらにアジアと世界の平和を進めたいとする期待に沿うものになつたと考へていますが。

次は、拉致問題です。

今回の拉致被害者家族五人の帰國が実現したことを率直に喜ぶものであります。拉致問題は、日本国民の人権と安全を脅かした国際的な犯罪行為として許すことのできないものであります。

他国に侵入し、少女を含む平和な生活を営んでいた市民を拉致するなどという、人権じゅうりん、主権じゅうりんの犯罪は、いつの世にも許さないものであります。それが国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約など、基本的人権のシステムが確立された七〇年代、八〇年代に発生したのであります。我が党は、こうした立場から、拉致問題の徹底的な究明を求めてきました。

前回の首脳会談で金正日軍事委員長が、拉致の事実を認めて謝罪しました。そして、今回の会談で、安否不明とされた十人について、北朝鮮側が取つていた解決済みという態度を改め、従来の調査結果を白紙にして再調査することを約束し、日本側も参加して徹底的な調査を進めることで合意しました。

この合意は、どのようなやり取りの結果そうなつたのですか。新たな合意を踏まえての再調査のやり方について答弁を求めます。

次に、核問題についてであります。

平壤宣言は、双方が、「朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。」と宣言しました。残念ながら、その後、核問題をめぐる厳しい米朝対立が生まれ、日本を含む北東アジア諸国に不安を与えることになりました。宣言の核問題の合意はどこへ行つてしまつたのかと言える状況となりました。しかし、その後の各国の努力で、大局的には六か国協議で解決することが期待できる方向にあると外務大臣は説明しております。

そこで、六か国協議において、核問題で一致に至つている点、まだ一致に至つていない点を分かれやすく整理して答弁していただきたいと思います。さらに、今回の会談を踏まえて総理がどのように見通しをお持ちか、併せてお伺いいたします。

北朝鮮側に拉致問題など今日の懸案解決で誠実な態度を求められるのと同じように、我が国もこの植民地支配の歴史を誠実に、事実に沿つて清算する誠実な態度を取らなければなりません。一部の議論に見られる植民地支配正当化の居直り的态度はあつてはならないことだと思います。総理のお考えをお尋ねいたします。

私は、日朝関係に携わってきたある政府の関係者の一人から、拉致犠牲者家族の話を聞き、その苦悩を知り、拉致家族の気持ち、苦労が分からなければ日朝交渉を成功させることはできないだろうと思つた。同時に、拉致家族者の苦労が分かれば分かるほど、かつて日本に強制運行された人々の家族の苦悩がどんなに大きいものだつただろうかと考えさせられた、その苦労が分からなければ過去の清算をめぐる日朝交渉を成功させるとは難しいだらうと思ったという話を聞いて、感銘を覚えたことがあります。

過去の歴史の清算についての総理の見解をお伺いしたいと思います。

植民地支配を誠意を持つて清算することは、北朝鮮との関係だけでなく、韓国との関係でも積極的な意味を持つことになり、アジア諸国からも好感を持つて受け入れられ、信頼と友好を深める力にもなるでしょう。

最後に、北東アジアの平和と安定にも希望を与える日朝首脳会談の成果が今後あらゆる面で生かされることを求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉岡議員にお答えいたします。

日朝国交正常化交渉については、政府として、従来より、まずは拉致被害者御家族の帰國を実現し、その上で再開された国交正常化交渉の中で安否不明者に関する真相究明も行つていくという方針であります。今次訪朝の結果を踏まえ、かかるべき時期に、日朝国交正常化交渉の再開に向けて調整を行つていく考えであります。

今回の訪朝と北東アジアの平和についてですが、政府としては、今回の日朝会談の成果を踏まえ、今後とも、日朝平壤宣言に沿つて、拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案を包括的に解決した上で、北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現すべく、引き続き努力を傾注していく考えであります。

安否不明者の再調査でございますが、今回の首脳会談では、安否不明の拉致被害者の方々に関する真相究明が極めて重要であることにつき、私から金正日国防委員長に強く働き掛けました。これに対し、金正日国防委員長は、改めて白紙に戻り、早期に本格的かつ徹底した調査を行う旨、明

官 報 (号 外)

の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成について定め、並びに消費者契約の適正化、苦情処理及び紛争解決の促進等に係る基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備しようとしており、法律の題名は、消費者保護基本法から消費者基本法に改めることとしております。

反対
よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手) ○

止における関係機関の連携の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。（拍手）

の適正化、苦情処理及び紛争解決の促進等に係る基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

としております。
委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長山本公一さんより趣旨説明を聴取した後、消費

○議長（倉田寛之君） 日程第六 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

者の権利を明記したことの意義、消費者と事業者との情報格差のは是正策、消費者の努力義務規定の

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岩永浩美君。

趣旨、消費者政策会議の在り方と消費者基本計画の内容等について質疑が行われましたが、その詳

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

細は会議録によつて御承知願ひます。

〔岩永浩美君登壇、拍手〕

全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○岩永浩美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

じたほか、移動制限の対象となつた畜産農家の経営に大きな影響が生じたことを踏まえ、より的確

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。
ます。——これにて投票を終了いたします。

違反に関する制裁措置を強化するとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措

○議長（倉田寛之君）投票の結果を報告いたしました。

のであります。
委員会におきましては、家畜伝染病発生農家等

投票總數
贊成

に対する経営支援の在り方、鳥インフルエンザの感染原因の究明状況、家畜伝染病の発生と蔓延防

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
百八十七 ○
よって、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

○議長（倉田寛之君） 日程第八 総合法律支援法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本保君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、より自由で公正な社会を形成すること上、法による紛争の解決が一層重要なこといかんがみ、全国どの地域においても弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようになります。

そのための総合的な支援の実施及びその体制の整備に関し、基本理念、国等の責務等基本事項を定めるとともに、その中核として設けられる日本司法支援センターの組織及び運営について定めるものであります。

なお、衆議院において、総合法律支援の実施等について、連携の確保強化を図る対象として高齢者又は障害者の援助を行う団体を加えるなど、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、司法制度改革における本法律案の意義、支援事業を独立行政法人の枠組みに従つた日本司法支援センターが行う理由とその妥当性、支援センターの業務の内容と透明性を確保するための手段、業務の実施に当たつての関係機関との協力、連携の重要性、民事法律扶助など業務運営に必要な予算の拡充等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取、仙台市と大阪市において地方公聴会を開催する等慎重に審査を行いましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
百八十五 ○
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 本日はこれにて散会いたしました。

午後一時五十七分散会

出席者は左のとおり。

議員	岩本	莊太君	議長	倉田 寛之君
山本	香苗君		副議長	本岡 昭次君
遠山	福本			
	清彦君			

議員	千葉 国男君	西銘順志郎君
後藤 博子君	山本 正和君	
高野 博師君	弘友 和夫君	
小泉 謙雄君	有村 治子君	
椎名 素夫君	風間 親君	
渡辺 孝男君	山本 保君	
岩永 浩美君	大野つや子君	
松 あきら君	加藤 修一君	
魚住裕一郎君	山崎 力君	
国井 正幸君	山本 一太君	
日笠 勝之君	森本 晃司君	
木庭健太郎君	山口那津男君	
狩野 安君	泉 信也君	
山崎 正昭君	浜四津敏子君	
草川 昭三君	鶴岡 洋君	
扇 千景君	白浜 一良君	
田中 直紀君	大島 廉久君	
森元 恒雄君	野上浩太郎君	
世耕 弘成君	野沢 太三君	
福島啓史郎君	中島 啓雄君	
舛添 要一君	藤井 基之君	
加治屋義人君	田村耕太郎君	
大仁田 厚君	入澤 肇君	
小斎平敏文君	有馬 朗人君	
加納 時男君	亀井 郁夫君	
小林 温君	松山 政司君	
吉田 博美君	脇 雅史君	
中原 爽君	金田 勝年君	
橋本 秀二君	谷川 秀善君	
北岡 國男君	景山俊太郎君	
橋本 聖子君	三浦 一水君	
田村 公平君	溝手 顕正君	

議員	千葉 国男君	西銘順志郎君
後藤 博子君	山本 正和君	
高野 博師君	弘友 和夫君	
小泉 謙雄君	有村 治子君	
椎名 素夫君	風間 親君	
渡辺 孝男君	山本 保君	
岩永 浩美君	大野つや子君	
松 あきら君	加藤 修一君	
魚住裕一郎君	山崎 力君	
国井 正幸君	山本 一太君	
日笠 勝之君	森本 晃司君	
木庭健太郎君	山口那津男君	
狩野 安君	泉 信也君	
山崎 正昭君	浜四津敏子君	
草川 昭三君	鶴岡 洋君	
扇 千景君	白浜 一良君	
田中 直紀君	大島 廉久君	
森元 恒雄君	野上浩太郎君	
世耕 弘成君	野沢 太三君	
福島啓史郎君	中島 啓雄君	
舛添 要一君	藤井 基之君	
加治屋義人君	田村耕太郎君	
大仁田 厚君	入澤 肇君	
小斎平敏文君	有馬 朗人君	
加納 時男君	亀井 郁夫君	
小林 温君	松山 政司君	
吉田 博美君	脇 雅史君	
中原 爽君	金田 勝年君	
橋本 秀二君	谷川 秀善君	
北岡 國男君	景山俊太郎君	
橋本 聖子君	三浦 一水君	
田村 公平君	溝手 顕正君	

官 報 (号 外)

平成十六年五月二十六日

參議院會議錄第二十四號

議長の報告事項

官 報 (号 外)

日本とベトナム社会主義共和国との間の協定
に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

日本国及びベトナム社会主義共和国は、
両国間の経済関係を強化するために投資を更に
促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内
における投資を拡大するための良好な条件を更に
作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し及び繁栄を促
進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一
層重要になつてゐることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の
措置を緩和することなしに、これらの目的を達成
することが可能であることを認識して、
次とのおり協定した。

第一条

(1) 「投資家」とは、それぞれの締約国について、
次のものをいう。

(a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有
する自然人

(b) 営利目的であるかないか、また、民間が所
有し若しくは支配しているか又は政府が所有
し若しくは支配しているかを問わず、当該締
約国の関係法令に基づいて設立され又は組織
される法人その他の団体(会社、社団、信
託、組合、個人企業、合弁企業、協会及び組
織を含む。)

(c) 一方の締約国の関係法令に基づいて設立され
又は組織される法人その他の団体をいい、会
社、社団、信託、組合、個人企業、支店、合
弁企業、協会及び組織を含む。)

(d) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そ
こから派生する権利を含む。)

(e) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債
権(そこから派生する権利を含む。)

(f) 完成後引渡し、建設、経営、生産、利益配
分等に関する契約に基づく権利

(g) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含
む特許に基づく権利

(h) 有体であるか無体であるかを問わず、ま
た、動産であるか不動産であるかを問わず他
のすべての資産及び賃借権、抵当権、先取特
権、質権その他関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特
殊性を含む。)

(2) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接

に所有され又は支配されているすべての種類の
資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業(営利目的であるかないか、また、民
間が所有し若しくは支配しているか又は政府
が所有し若しくは支配しているかを問わず、
一方の締約国の関係法令に基づいて設立され
又は組織される法人その他の団体をいい、会
社、社団、信託、組合、個人企業、支店、合
弁企業、協会及び組織を含む。)

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そ
こから派生する権利を含む。)

(c) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債
権(そこから派生する権利を含む。)

(d) 完成後引渡し、建設、経営、生産、利益配
分等に関する契約に基づく権利

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含
む特許に基づく権利

(f) 有体であるか無体であるかを問わず、ま
た、動産であるか不動産であるかを問わず他
のすべての資産及び賃借権、抵当権、先取特
権、質権その他関連する財産権

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有す
る知識を自国の区域内の自然人又は法人その
他の団体に移転すること。ただし、次のいず
れかの場合を除く。

(h) 裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする
権利に関し、自國が同様の状況において自國の投
資家又は第三国投資家に与える待遇よりも不利
でない待遇を、他方の締約国の投資家及びそ
の投資財産に与える。

第二条

1 いづれの締約国も、自国の区域内において他
方の締約国の投資家が投資活動を行ふ条件とし
て、次の要求を行つてはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスの
輸出

(b) 一定の水準又は割合の現地調達の達成

(c) 自国の区域内において生産された物品若しく
は提供されたサービスの購入、利用若しくは法
人その他の団体からの物品若しくはサービス
の購入

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しく
は輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関
連する外国為替の流入の量と関連付けるこ
と。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物
品又は提供されるサービスの自国の区域内に
おける販売を、輸出数量若しくは輸出価額と
又は外国為替収入と関連付けることにより制
限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は
役員に任命すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有す
る知識を自国の区域内の自然人又は法人その
他の団体に移転すること。ただし、次のいず
れかの場合を除く。

(h) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措
置として司法裁判所、行政裁判所又は競争
当局によって行われる場合

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特
殊性を含む。)

官 報 (号 外)

<p>ラケシユ協定附属書一〇知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない方法で行われる知的財産又は知的財産権の移転に関するものである場合</p> <p>(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。</p> <p>(i) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。</p> <p>(j) 当該投資家が生産する物品又は提供するサービスの一つ又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。</p> <p>2 いづれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の付与又はその継続の条件として1(f)から(j)までに規定する要求のいかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。</p>		<p>て次に掲げるものに関する情報を含める。</p> <p>(a) 関係の分野及び小分野又は事項</p> <p>(b) 当該例外措置に關係する義務又は条項</p> <p>(c) 当該例外措置をとる法的根拠</p> <p>(d) 当該例外措置の簡潔な説明</p> <p>(e) 当該例外措置をとる目的</p>	
<p>第五条</p> <p>1 第二条又は前条の規定にかかわらず、各締約国は、これらの規定による義務に適合しない措置(以下「例外措置」という。)を、附属書Iに特定する分野又は事項について採用し又は維持することができる。</p> <p>2 各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書Iに特定する分野又は事項について存在するすべての例外措置を他方に通報する。この規定による通報には、それぞれの例外措置についての要素であつ</p>		<p>3 いづれかの締約国が、この協定の効力発生後において新たな例外措置を採用する場合には、当該締約国は、当該例外措置の実施の前に又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、次のことを行う。</p> <p>(a) 当該例外措置について2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。</p> <p>(b) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。</p>	
<p>第六条</p> <p>1 第二条又は第四条の規定にかかわらず、各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書IIに特定する分野又は事項について維持することができる。</p> <p>2 各締約国は、この協定の効力発生の日に、附属書IIに特定する分野又は事項について、その時点において存在するすべての例外措置を他方に通報する。この規定による通報には、それぞれの例外措置についての要素であつて次に掲げるものに関する情報を含める。</p>		<p>3 各締約国は、2の規定により通報した例外措置を、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める。</p> <p>4 いづれの締約国も、この協定の効力発生後ににおいては、附属書IIに特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならない。</p> <p>5 4の規定は、各締約国が既存の例外措置の改正又は修正を行ふことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正が、当該改正又は修正を受けた直前における例外措置の第二条又は第四条との適合性の水準を減少させることを条件とする。</p>	
<p>第七条</p> <p>1 各締約国は、法令及び行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し又は影響を与えるものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。</p> <p>2 各締約国は、他方の締約国による要請に基づき、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。</p> <p>3 1及び2の規定は、締約国に対し、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の開示を</p>		<p>だし、当該締約国が、当該例外措置の実施の前に次のことを行うことを条件とする。</p> <p>(a) 当該例外措置について2に規定する要素を他方の締約国に通報すること。</p> <p>(b) 指置の詳細を当該他方の締約国に提供すること。</p> <p>(c) 他方の締約国が書面により意見を述べたための合理的な時間を与えること。</p> <p>(d) 他方の締約国による要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。</p> <p>(e) (c)の規定により述べられた意見又は(d)の規定により行われた協議の結果を考慮して、適切な行動をとること。</p>	

義務付けるものと解してはならない。

第八条

各締約国は、投資活動を行ふことを目的として自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第九条

1 各締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分かつ継続的な保護及び保障を与える。

2 いすれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴い、かつ、(d)正当な法の手続に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投

資財産について、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」といいう)を実施してはならない。

3 補償は、収用の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用がそれ以前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させなければならない。当該補償は、遅滞なく支払わなければならず、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならない。当該補償は、実際に換価すること及び自由に移転することのできるものでなければならず、かつ、収用の日の市場における為替

相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び

国際通貨基金協定に規定する自由利用可能通貨に自由に交換することのできるものでなければならぬ。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行ふ締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十四条の規定の適用を妨げない。

第十一条

いすれか一方の締約国は、他方の締約国において、武力紛争又は当該他の区域の内において、革命、暴動、国内騒乱その他これらに類する緊急事態により投資活動に關して損失又は損害を被つたものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、当該他方の締約国が自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとつていすれか有利なものよりも不利でない待遇を与えられる。

第十二条

1 各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての支払その他の資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含む。

(a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の及び追加的な資金
(b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料
(c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
(d) 投資財産の他契約に基づいて行われる支払

(e) 第九条及び第十条の規定に基づつて行われる支払
(f) 第十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

(g) 当該他方の締約国から來訪した者であつて、投資財産に関連する活動に從事するもの収入その他の報酬

の指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転についてに従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け又はその行政機

関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第九条から4まで及び次条の規定を準用する。

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いすれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いすれの締約国も、資金の移転が遅滞なく、

かつ、自由交換可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ又は妨げることができる。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
(b) 証券の発行、交換又は取引
(c) 刑事犯罪
(d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

2 いすれの締約国も、資金の移転が遅滞なく、

かつ、自由交換可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを妨げてはならない。

3 各締約国は、その指定する機関が2に規定する

その後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。
4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。
5 各締約国は、自國が任命した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。
第十四条
1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。
2 いかなる投資紛争も、可能な限り、当該投資紛争の当事者間の協議を通じて友好的に解決される。
3 投資紛争が投資家から書面により協議の要請のあつた日から三箇月以内にそのような協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、当該投資家の要請に基づき次の(1)又は(2)のいずれか一方に付託される。
(1) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投
資紛争の解決に関する条約が両締約国間において効力を有する場合にあつては同条約の規定による調停又は仲裁、同条約が両締約国間において効力を有しない場合にあつては投資紛争解決センターに係る追加的な制度についての規則に基づく調停又は仲裁
(2) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁
4 投資紛争の当事者である締約国は、当該投資紛争をこの条の規定に従つて3に定める国際的な調停又は仲裁に付託することに同意を与える。
5 仲裁決定は、最終的なものであり、かつ、投資紛争の両当事者を拘束する。この決定は、その執行が求められている区域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従つて執行される。
6 いづれか一方の締約国の投資家は、投資紛争に關し、他方の締約国の区域内において司法的事若しくは行政的解決を求めている場合若しくは事前に合意し、かつ、適用可能な紛争解決手続に従つた仲裁による決定を求めている場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。
7 いづれか一方の締約国における第一条(1)(b)に定める法人その他の団体が当該一方の締約国に對して投資紛争を調停又は仲裁に付託することを要請し、かつ、その要請の日に当該法人その
他の団体が他方の締約国の投資家により所有され又は支配されている場合には、当該法人その他の団体は、この条の規定の適用上、当該他方の締約国における第一条(1)(b)に定める法人その他の団体として取り扱う。
8 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の区域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求める 것을妨げるものと解してはならない。
第十五条
1 この協定(第十条を除く。2及び3において同じ。)の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。
(a) 自國の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
(i) 戰時、武力紛争その他の自國又は国際関係の緊急時による措置
(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に關連してとる措置
(b) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
(c) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(d) 公の秩序の維持のために必要な措置。ただし、社会のいづれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限る。
第十六条
1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合においては、第二条1の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。
(a) 國際収支及び対外支払に關して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合
(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a) 國際通貨基金協定の加盟国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されること。

3 この協定のいかなる規定も、國際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十七条

1 この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し又は維持することができる。

2 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとする場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとしてはならない。

第十八条

1 この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し又は維持することができる。

2 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとする場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとしてはならない。

2 を免れさせることと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いざれか一方の締約国に対し、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が当事国となつていてるものにより第三国投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産及び知的財産権を十分かつ効果的に保護するために妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請に基づき、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因の除去のために、自国の関係法令に従い、適切な措置をとる。

第十九条

1 この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。

2 第一条、第三条、第七条、第九条、第二十二条及び第二十三条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

3 第十三条及び第十四条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国が同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 両締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回及びいざれか一方の締

第二十条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び検討すること。

(b) 第五条の規定に従つて採用され又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(c) 第六条の規定に従つて維持され、改正され若しくは修正され又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として検討すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適當な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定めること。

約国の要請により、会合を行う。

第二十一条

両締約国は、環境上の措置の緩和を通じてそれぞれ他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認める。各締約国は、自國の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境上の措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

1 各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自國の区域内の地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第二十二条

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家のうち、第一条(1)(b)に定める法人その他の団体（当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され又は組織されたもの）であつて第三国投資家により所有され又は支配されるものが、当該他方の締約国の中域内において實質的な事業活動を行つていなければ、当該投資家及びその投資財産に対して、この協定による利益を否認する権利を留保する。

3 第二条2の規定は、各締約国が、自由貿易地域若しくは関税同盟の構成国又は経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定の当事国であることに伴う特惠的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

官報(号外)

第二十三条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生前に他方の締約国において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

2 いづれの締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関する事項は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生前に既に解決されている請求については適用しない。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千三〇年十一月十四日 東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

V・ホン・フック

日本国のために

川口順子

ベトナム社会主義共和国のために

第二条及び第四条の規定の適用における例外に係る分野又は事項

日本国	ベトナム社会主義共和国
一 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業	
二 火薬類製造業	
三 石油及びガスの採掘並びに希少鉱物の採掘	

附属書I

第二条及び第四条の規定の適用における例外に係る分野又は事項

日本国	ベトナム社会主義共和国
一 農林水産業に関する第一次産業(附属書Iの対象であるものを除く)	一 各分野に共通の事項(この附属書のすべての分野及び小分野について適用されるもの)
二 鉱業	二 法律サービス
三 石油業	三 会計、監査及び簿記のサービス

附属書II

第二条及び第四条の規定の適用における例外に係る分野又は事項

平成十六年五月二十六日 参議院会議録第二十四号 件 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

四 生物学的製剤製造業	五 皮革及び皮革製品製造業
六 熱供給業	七 上水道業
八 電気通信業	九 鉄道業
十 一般乗合旅客自動車運送業	十一 水運業
十二 航空運輸業	十三 警備業
十四 航空機登録原簿への航空機の登録及びその登録から生ずる事項	十五 船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項及び船舶又は船舶に関する利益の取得
十六 紙、植物油、牛乳及びショ糖の加工並びに木材加工(輸入木材を利用する事業を除く)	十七 窒素・リン酸・カリウム肥料、ビール及び紙巻たばこ
十八 四輪自動車の製造及び組立て	十九 流通サービス
二十 電気及び国内航空運送	一から二十までに特定する分野又は事項については、第二条2に定める待遇(最恵国待遇)が与えられる。

審査報告書

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月二十五日

参議院議長 倉田 寛之殿

外交防衛委員長 山本 一太

東南アジアにおける友好協力条約

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、東南アジアにおける平和、友好及び協力の促進を目的とし、経済、社会等の各分野における一般的な協力の原則につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国が今後東南アジア諸国と一層緊密かつ建設的な友好関係を構築していく意志及び姿勢を象徴的に示す上で有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月七日

衆議院議長 河野 洋平

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

締約国は、その国民を相互に結び付けてきた歴史的、地理的及び文化的な現存するきずなを認識し、正義及び法の支配を永続的に尊重すること並びに相互の関係における地域の強靭性を高めることにより地域の平和及び安定を促進することを希望し、

東南アジアに影響を及ぼす事項に関し、国際連合憲章、千九百五十五年四月二十五日にバンドンにおけるアジア・アフリカ会議で採択された十の原則、千九百六十七年八月八日にバンコクで署名された東南アジア諸国連合宣言及び千九百七十年十一月二十七日にクアラルンプールで署名された宣言の精神及び原則に適合して平和、友好及び相互の協力を強化することを希望し、

締約国間の意見の相違又は紛争の解決については、協力を損ない又は妨げるおそれのある消極的な態度を避け、合理的な、効果的な及び十分に柔軟な手続によつて規律すべきであることを確信し、世界の平和、安定及び調和を一層促進するため

官 報 (号 外)

東南アジアの内外のすべての平和愛好国との協力が必要であることを信じて、

次のとおり友好協力条約を締結することを厳粛に合意する。

第一章 目的及び原則

第一条 目的及び原則

この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

第二条

締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- a すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- b すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- c 相互の国内問題への不干涉
- d 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
- e 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- f 締約国間の効果的な協力

第二章 友好

第三条

締約国は、この条約の目的を達成するため、締約国を相互に結び付けていた伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化することに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民の間の接觸及び交流を奨励し及び容易にする。

第三章 協力

第四条

締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。

第五条

締約国は、前条の規定の実施に当たり、平等、無差別及び互恵の原則に基づき、多数国間及び二国間で最大の努力を払う。

第六条

締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。このため、締約国は、その国民の相互の利益となるよう、締約国との農業及び産業の一層広範な活用、締約国間の貿易の拡大並びに締約国間の経済的基盤の改善を促進する。この点に関し、締約国は、他国並びに地域外の国際機関及び地域機関との緊密かつ有益な協力のためのすべての方法を引き続き探求する。

第七条

締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることはなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強韌性を高めるよう努める。

第八条

締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、東南アジア諸国間の強固かつ発展可能な共同体の基礎となる自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強韌性を増進するためにすべての分野において協力をするよう努める。

第三章 紛争の平和的解決

第九条

締約国は、広範な規模で最も緊密な協力を達成するよう努め、また、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によつての接觸及び交流を奨励し及び容易にする。

て相互に援助を提供するよう努める。

第十一条

締約国は、他の締約国間の政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によつても参加してはならない。

第十二条

締約国は、自国の主権性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることはなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強韌性を高めるよう努める。

第十三条

理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してもあつせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあつせんを行なうことができ、又は紛争の当事国に合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行なう委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するため適切な措置を勧告する。

第十四条

締約国は、社会正義を実現し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。このため、締約国は、経済発展及び相互援助のための適切な戦略を採用する。

平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。

第十五条

締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国間の閣僚級の代表から成る理事会を常設の機関として設置する。

第十六条

ただし、この条の規定は、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

第十七条

理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行なう委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するため適切な措置を勧告する。

第十八条

この章の第十三条规定は、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれららの規定を適用することに合意しない限り、適用しない。ただし、当該紛争の当事国でない他の締約国は、当該紛争を解決するためにすべての可能な援

助を提供することを妨げられない。当該紛争の当事国は、そのような援助の提供を受け入れることを十分に考慮する。

第十七条

この条約のいかなる規定も、国際連合憲章第三十二条に規定する平和的解決の手段を利用することを妨げるものではない。紛争の当事国である締約国は、国際連合憲章に規定する他の手続に訴える前に、率先して紛争を友好的な交渉により解決することが奨励されるべきである。

第五章 一般規定

第十八条

この条約は、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国によって署名される。この条約は、署名国の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。

この条約は、東南アジアの他の国による加入のために開放しておく。

東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得て、この条約に加入することができる。

第十九条

この条約は、第五番目の批准書が署名国政府、すなわち、この条約及び批准書又は加入書の寄託者として指定される政府に寄託された日に効力を

生ずる。

第二十条

この条約は、ひとしく正文である締約国の公用語により作成し、また、英語による合意された共通の訳文を付する。共通の訳文の解釈に相違がある場合には、交渉によつて解決する。

以上の証拠として、締約国は、この条約に署名調印した。

千九百七十六年二月二十四日にパリのデンバ
サールで作成した。

審査報告書

歐州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月二十四日

外交防衛委員長 山本 一太

参議院議長 倉田 寛之殿

第一、委員会の決定の理由

この改正は、モンゴルを欧州復興開発銀行の要領書

歐州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

衆議院議長 河野 洋平
平成十六年五月七日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 河野 洋平
平成十六年五月二十五日

消費者保護基本法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

内閣委員長 和田ひろ子
平成十六年五月二十五日

参議院議長 倉田 寛之殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、消費者政策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成について定め、並びに基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

第一、費用

この改正は、モンゴルを欧州復興開発銀行の要領書

銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しつつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進す

と考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

ることを目的とする。銀行は、モンゴルにおいても同一の条件でその目的を達成することができるので、この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は「受益国」というときは、モンゴルも含むものとする。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年五月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

消費者保護基本法の一部を改正する法律案
号の一部を次のように改正する。

消費者保護基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費者基本法

目次中「第六条」を「第十一条」に、「消費者の保護

に関する施策等(第七条—第十五条)」を「基本的施

策(第十一条—第二十三条)」に、「第十六条—第

十七条」を「(第二十四条—第二十六条)」に、「消

費者保護会議等(第十八条—第二十条)」を「消費者

政策会議等(第二十七条—第二十九条)」に改め

る。

第一条中「この法律は」の下に、「消費者と事業

者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差

にかんがみ」を、「関し」の下に、「消費者の権利の

尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定

め」を加え、「果たすべき責務並びに消費者の果た

すべき役割を明らかにすることも」を「責務等を

明らかにするとともに、「に、対策の総合的推進」

を「総合的な施策の推進」に改める。

第二十条中「消費者の保護」を「消費者政策の推

進」に改め、同条を第二十九条とする。

第十九条を第二十八条とする。

第十八条の前の見出しを「消費者政策会議」に

改め、同条第一項中「消費者保護会議」を「消費者

政策会議」に改め、同条第二項中「消費者の保護に

関する基本的な施策の企画に関する審議し、及び

その施策の実施を推進する」を「次に掲げる」に改

め、同項に次の各号を加える。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推

進に関する基本的事項の企画に関する審議す

るとともに、消費者政策の実施を推進し、並

びにその実施の状況を検証し、評価し、及び

監視すること。

第十八条に次の二項を加える。

3 会議は、消費者基本計画の案を作成しようと

するときは、国民生活審議会の意見を聽かなければならぬ。

第十八条を第二十七条とする。

〔第四章 消費者保護会議等〕を「第四章 消費

者政策会議等」に改める。

第十七条の見出しを「消費者団体の自主的な活

動の促進」に改め、同条中「消費者がその」を「國

民の」に、「の健全かつ自主的な組織活動」を「消

費者政策会議等」に改める。

第十六条中「消費者の保護に関する施策を講ず

る」を「消費者政策の推進」に改め、同条を第二十

四条とし、同条の次に第一条を加える。

(国民生活センターの役割)

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、

国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等

と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集

及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

第十五条を削る。

第十四条中「消費者の保護に関する施策」を「消

費者政策」に、「行なう施設を整備する」を行なう施設を整備し、役務についての調査研究等を行う」に改め、「応じて試験、検査」の下に「調査研究」を加え、第二章中同条を第二十三条とする。

第十三条の見出し中「反映」の下に「及び透明性の確保」を加え、同条中「消費者の保護に関する適正な施策の策定及び実施」を「適正な消費者政策の推進」に、「消費者の意見を国の施策に反映させる」を「消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

〔苦情処理及び紛争解決の促進〕

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し

事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにならなければならない。この場合において、都道府県

は、市町村(特別区を含む)との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行なわなければならない。

このものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ

弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他必要な施策(都道府県にあっては、前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

〔高度情報通信社会の進展への的確な対応〕

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて

高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

〔国際的な連携の確保〕

第二十二条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

〔環境の保全への配慮〕

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対す

る啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

第十二条中「消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務」を「消費者の自立を支援するため、消費生活」に改め、「生活設計に関する知識の普及」を削り、「ともに」の下に「消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」を加え、同条に次の二項を加える。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

第十二条を第十七条とする。

第十三条の見出し中「確保」を「促進」に改め、同条中「商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不当に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずることも」を削り、「あたり」を「当たり」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るために、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

第十二条を第十六条とする。

第十一条の見出し中「表示」を「広告その他の表示」に改め、同条中「品質その他の内容に関する表示」を「品質その他の表示」に加え、「危害の防止、適正な計画」を「危害の防止、適正な計画」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

（消費者契約の適正化等）

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

「第二章 消費者の保護に関する施策等」を「第二章 基本的施策」に改める。

第一章中第六条を第十条とする。

第五条を削る。

（消費者契約の適正化等）

第四条第二項中「常に」を削り、「ついて、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理」を「関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二章を加える。

（消費者基本計画）

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講すべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更につ

制度」を「品質等に関する広告その他の表示に関する制度」に、「表示を」を「広告その他の表示を」に改め、同条を第十五条とする。

第九条を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

量及び表示の実施等必要な措置を講ずることともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するため必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に

関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報

を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関して、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

いて準用する。

第三条中「地方公共団体は」の下に、「第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり」を加え、「消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する」を「消費者政策を推進する」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する」を「前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者政策を推進する」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保され、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たつては、消费者的安全の確保等に関する適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第三号中「国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百二十一号)」の下に「消費者基本法(昭和四十三年法律第七十号)」を加える。

第四十条第三項の表消費者保護会議の項を次のように改める。

消費者政策会議 消費者基本法

審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月二十五日
平成十六年五月七日

農林水産委員長 岩永 浩美
参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月七日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「 第五十八条及び第五十九条」を「及び第五十八条から第六十条まで」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じるとともに、移動制限により影響を受けた畜産農家に対する助成措置を制度化すること等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

対しては、この限りでない。

第六十条に次の二号を加える。

七 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一

八 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一

第六十条に次の二項を加える。

2 国は、都道府県が、特定家畜等(第三十二条の規定による移動又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産經營に重大な影響が及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の所有者に対する当該禁止又は制限に起因する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担する。

第六十三条第一号中「獣医師」の下に「又は所有者」を加える。

第六十四条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十三条及び第六十四条の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

審査報告書

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月二十五日

環境委員長 長谷川 清

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関して、国等の責務を明らかにし、環境報告書の記載事項等を定めるとともに、特定事業者に対してその作成及び公表を義務付けること等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 河野 洋平

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

動に係る環境の保全についての配慮が適切にされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)を低減することその他の

環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいう。

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務(以下「製品等」という。)に係る環境への負荷の低減に関する情報をいう。

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいう。

4 この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者(特別の法律によって設立された法人であつて、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表(第六条・第七条)

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表(第八条～第十一条)

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供(第十二条)

第五章 環境情報の利用の促進(第十三条)

第六章 雜則(第十四条・第十五条)

第七章 討則(第十六条)

附 則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活

その事業活動の規模その他的事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。)その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況(その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。)を記載した文書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の利用の促進、事業者又は国民による環境情報の提供の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を

公表するように努めるとともに、その区域の自然的社會的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たつては、中小企業者の事務負担その他の事情に配慮をしつつ、これを行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、環境情

報の提供を行つよう努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たつては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれをを行うよう努めるものとする。

第五条 国民は、投資その他の行為をするに当たつては、環境情報を勘案してこれを行つよう努めるものとする。

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表

(国民の責務)

(国による環境配慮等の状況の公表)

第六条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各

府の長をいう。)は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況

(その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。)をインターネットの利用その他の方法により公

表するものとする。

(地方公共団体による環境配慮等の状況の公表)

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

(環境報告書の記載事項等)

第八条 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案し

て、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法(以下「記載事項等」という。)を定めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により記載事項等を定めようとするときは、あらかじめ、定めるべき記載事項等の案について、事業者、学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会その他の団体の意見を聽かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により記載事項等を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

い。

2 特定事業者は、前項の規定により環境報告書を作成するときは、記載事項等に従つてこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従つて作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査(特定事業者の環境報告書が記載事項等に従つて作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。)を受けることその他

(環境報告書の信頼性)

を立場において環境報告書の審査を行つよう努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとする。

第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行つよう努めるものとする。

第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供

第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行つよう努めるものとする。

第五章 環境情報の利用の促進

第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提

置を講ずるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雜則

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 賞罰

第十六条 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施

行する。

(公表に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、別紙の附帯決議を行った。

第五条 別紙の附帯決議を行った。

第六条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第七条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第八条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第九条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第十条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第十一条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第十二条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第十三条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第十四条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第十五条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第十六条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第十七条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第十八条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

第十九条 本法施行のため必要な経費は、来年度以降計上される。

第二十条 政府は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定めるためのものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

五 契約弁護士等の職務の特性に配慮し、その自主性・独立性を十分尊重すること。

六 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が、住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる支援センターの業務に対し相応の財政的支援を含めた必要な協力をを行うとともに、特に、本法の施行を契機として、既存の法律相談等の住民サービスの提供を後退させることのないように行うこと。

七 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

八 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が、住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる支援センターの業務に対し相応の財政的支援を含めた必要な協力をを行うとともに、特に、本法の施行を契機として、既存の法律相談等の住民サービスの提供を後退させることのないように行うこと。

九 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十一 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十二 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十三 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十四 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十五 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十六 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十七 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十八 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十九 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十一 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十二 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三 民事法律扶助事業の資力要件等の見直しを含めた利用者負担の在り方及び対象者・対象事件の拡充について検討を行うよう努めること。

四 日本司法支援センターが、弁護士、弁護士法務及び司法書士その他の隣接法律専門職者の司法過疎を解消するための対策を積極的に進めることとともに、真に必要な地域における事務所の設置、過疎地への巡回等利用者の利便性を十分考慮した業務運営ができるよう配慮すること。

五 契約弁護士等の職務の特性に配慮し、その自主性・独立性を十分尊重すること。

六 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が、住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる支援センターの業務に対し相応の財政的支援を含めた必要な協力をを行うとともに、特に、本法の施行を契機として、既存の法律相談等の住民サービスの提供を後退させることのないように行うこと。

七 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

八 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

九 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十一 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十二 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十三 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十四 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十五 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十六 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十七 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十八 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

十九 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十一 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二十二 法務委員会は、本法の施行に当たり、国民に身近な司法の実現という理念にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

参議院議長 倉田 寛之殿

法務委員長 山本 保

審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月二十五日

参議院議長 倉田 寛之殿

総合法律支援法案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に伴

い、法による紛争の解決が一層重要になること

にかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決

のための制度の利用をより容易にするとともに

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

総合法律支援法案
総合法律支援法

目次

(小字及び一は衆議院修正)

第一章 総則(第一条)
第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備 (第二条—第十二条)
第三章 日本司法支援センター
第一節 総則
第一款 通則(第十三条—第十八条)
第二款 日本司法支援センター評価委員会 (第十九条)
第三款 設立(第二十条・第二十一条)
第二節 組織
第一款 役員及び職員(第二十二条—第二十九条)
第二款 審査委員会(第二十九条)
第三節 業務運営
第一款 業務(第三十条—第三十九条)
第二款 中期目標等(第四十条—第四十二 十八条)
第三款 総合法律支援の実施及び体制の整備 (基本理念)
第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、 次条から第七条までの規定に定めるところによ り、民事、刑事を問わず、あまねく全国におい て、法による紛争の解決に必要な情報やサービ スの提供が受けられる社会を実現することを目 指して行われるものとする。 (情報提供の充実強化)
第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決 に資するよう、裁判その他の法による紛争の解 決のための制度を有効に利用するための情報及 び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法 律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士 連合会及び隣接法律専門職者団体、隣接法律專 門職者が法律により設立を義務付けられている 法人及びその法人が法律により設立を義務付け られている法人をいう。以下同じ。の活動に関 する情報及び資料が提供される態勢の充実強化 が図られなければならない。
第四節 財務及び会計(第四十三条—第四十 七条)
第五節 雜則(第四十八条—第五十一条)
第四章 執行(第五十二条—第五十五条)
附則
第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化 に伴い、法による紛争の解決が一層重要になる ことから、裁判その他の法による紛争の 解決のための制度の利用をより容易にすると ても弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その 他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人 以外の者であつて、法律により他人の法律事務 を取り扱うことを業とすることができます者をい う。以下同じ。)のサービスをより身近に受けら れるようにするための総合的な支援(以下「総合 法律支援」という。)の実施及び体制の整備に関 し、その基本理念、国等の責務その他の基本と なる事項を定めるとともに、その中核となる日 本司法支援センターの組織及び運営について定 め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資 することを目的とする。
第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手続 の関係する者の間における連携の確保及び強化 が図られなければならない。
第三条 国は、第二条に定める基本理念(以下「基 本理念」という。)にのつとり、総合法律支援の 実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策 定し、及び実施する責務を有する。
第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手續 の関係する者の間における連携の確保及び強化 が図られなければならない。

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、迅速かつ確実に国選弁護人(刑事訴 訟法(昭和二十三年法律第百三十一号))の規定に 基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被 告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同 じ。)の選任が行われる態勢の確保が図られなけ ればならない。
第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、被害者等(犯罪により害を被つた者 又はその者が死亡した場合若しくはその心身に 重大な故障がある場合におけるその配偶者、直 系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。) が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者 等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図る ための制度その他の被害者等の援助に関する制 度を十分に利用することのできる態勢の充実が 図られないなければならない。
第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に當 たっては、國、地方公共団体、弁護士会、日本 弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護 士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外 (連携の確保化)

第八条 国は、第二条に定める基本理念(以下「基 本理念」という。)にのつとり、総合法律支援の 実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策 定し、及び実施する責務を有する。
第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及 び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するもの であることにかんがみ、その地域における総合 法律支援の実施及び体制の整備に関する 適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講 ずる責務を有する。
第十条 日本弁護士連合会等の責務
1 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意 義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのつ とり、総合法律支援の実施及び体制の整備のた めに必要な協力をするよう努めるものとする。
2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意 義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのつ とり、総合法律支援の実施及び体制の整備のた めに必要な協力をするよう努めるものとする。
3 隣接法律専門職者及び隣接法律専門職者団体 は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかん がみ、基本理念にのつとり、総合法律支援の実 施及び体制の整備のために必要な協力をするよ う努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、第八条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たつては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第三章 日本司法支援センター

第一節 総則

第一款 通則

(一)の章の目的

第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。

(支援センターの目的)

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うこととする。

(法人格)

第十五条 支援センターは、法人とする。

(事務所)

第十六条 支援センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができる。

(資本金)

第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加すること

ができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに

出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の

価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資する

ことができる。

(名称の使用制限)

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。

第二款 日本司法支援センター評価委員会

1 委員会

(日本司法支援センター評価委員会)

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるように

しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

4 第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

5 第二十四条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

6 理事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

7 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

8 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事事が置かれていないときは、監事とする。

9 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2 支援センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

3 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

4 支援センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

5 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

6 支援センターに、監事は、支援センターの業務を監査する。

7 支援センターに、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

8 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

9 理事は、理事長の定めるところにより、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事事が置かれていないときは、監事とする。

10 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

官 報 (号外)

(役員の任命)

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前一項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（役員の任期）

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）をいう。以下同じ。）第二十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は

検察官となつたときは、同様とする。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため支援センターの業務が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることができない。

4 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（役員の解任）

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）をいう。以下同じ。）第二十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 審査委員会

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関する特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者（支援センターの役員及び職員以外の者に限る。）につき理事長が任命する。

一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人

二 検事総長の推薦する検察官 一人

三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人

四 優れた識見を有する者 五人

五 理事長は、二年とする。

六 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第十二条第二項並びに前二条の規定は、委員について準用する。

7 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となつたときは又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失つたときは、当該委員を解任しなければならない。

8 理事長は、第四項において準用する第二十六

条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あらかじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。

9 理事長は、第四項において準用する第二十六

条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あらかじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に意見を聴かなければならぬ。

10 委員長は、審査委員会を主宰する。

第三節 業務運営

第一款 業務

（業務の範囲）

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

11 一次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用してする方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

12 第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護

士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。

8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があつた場合の措置その他の措置（懲戒を含む。）に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項

三 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

四 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

五 委員長は、審査委員会を主宰する。

第六節 業務運営

第一款 業務

（業務の範囲）

第三十一条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

12 一次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用してする方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

13 第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うこと。ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをするこ。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うこと。

な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般的の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 國、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに○その他の関係する者との間における連携の確保及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、國、地方公共団体、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

三 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターガれを取り扱うことができるものと解してはならない。

(業務の合目的性)

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者等による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることがあります。その他のある場合には、前条に規定する業務が利用しやすくなるよう特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに○その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

13 4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をることができる。

支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(契約弁護士等の職務の独立性)

第三十三条 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱わせた事務について、独立してその職務を行う。支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

1 第三十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「民事法律扶助事業」といふ。)に関し、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助

事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 第三十条第二項の業務に関し、委託を受け行う業務の内容に関する事項

三 第三十条第二項の業務に關し、委託を受けたときは、あらかじめ、最高裁判所及び評議委員会

4 法務大臣は、第一項の認可をしようとするとき、は、あらかじめ、最高裁判所及び評議委員会

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、は、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、は、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

(法律事務取扱規程)

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱われる法律事務の処理に関する規程(以下「法律事務取扱規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による

法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置(懲戒を含む。)に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

(国選弁護人の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人の事務を取り扱う事件に関する事項、報酬及び費用の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めのところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

(報酬等請求権の特則等)

第三十七条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めのところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

1 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関する事項、国選弁護人契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める

事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選弁護人の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めのところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

2 前項の場合においては、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

2 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関する事項、国選弁護人契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める

2 前号に規定する国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士 刑事訴訟法第三十

官 報 (号 外)

八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬	3 前項第二号に掲げる国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。	4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対応して必要な協力を求めることができる。
支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。	5 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、法務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
(中期目標)	2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときは、同様とする。	一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 三 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	4 予算(人件費の見積りを含む)、收支計画及び資金計画
一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。) 二 総合法律支援の充実のための措置に関する	六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう
八条第三項の規定により業務運営の効率化に関する事項	
三 業務運営の効率化に関する事項	
四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
五 財務内容の改善に関する事項	
六 その他業務運営に関する重要事項	
七 剰余金の使途	
八 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	
九 第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評議委員会の意見を聴かなければならない。	
十 第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。	
十一 第三十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務	
十二 前号に掲げる業務以外の業務	
（財務諸表等）	
第十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	
第十五条 支援センターは、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。	
第十六条 支援センターは、前項の規定による検討を行つに当たつては、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえるものとする。	
第十七条 支援センターは、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付さなければならない。	
第十八条 支援センターは、第一項の規定により財務諸表を提出するときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならない。	
第十九条 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表及び第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載	

官報(号外)

した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、そ

の残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第七号の剩余额の使途に充てることができる。

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の

期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額

を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3 支援センターは、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等)

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲

内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて

度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行をすることができない。

第五節 雜則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句
第三条第三項	読み替えられる字句
個別法	読み替えられる字句
総合法律支援法(平成十六年法律第二号)	読み替えられる字句
第十六条	読み替えられる字句
第十四条第一項	読み替えられる字句
法人の長	読み替えられる字句
理事長	読み替えられる字句
前条第二項	読み替えられる字句
同法第二十一条第三項	読み替えられる字句
第三十一条第一項	読み替えられる字句
中期計画	読み替えられる字句
前条第一項	読み替えられる字句
同項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)	読み替えられる字句

(消費税法の一部改正)

第十五条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法 平成十六年法律第 号

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人を「大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第 号)第十三条に規定する日本司法支援センター)に改め、同条第十四号中「及び国立大学法人法」を「国立大学法人法及び総合法律支援法」に改める。」

(法務省設置法の一部改正)

第十七条 法務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第四条第三十号中「法律扶助」を「総合法律支援」に改める。

第五条中「中央更生保護審査会」を「中央更生保護審査会(日本司法支援センター評価委員会)」に改める。

第三章第一節中第七条の次に次の二条を加える。

(日本司法支援センター評価委員会)

第七条の二 日本司法支援センター評価委員会については、総合法律支援法(平成十六年法律

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター

総合法律支援法(平成十六年法律第 号)

投票者氏名
田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中島 啓雄君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 趟君 西銘順志郎君 野沢 太三君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 正昭君 吉田 博美君 山崎 朝日 池口 俊弘君 岩本 修次君 江田 司君 五月君 小川 敏夫君 大塚 耕平君 小林 元君 鈴木 勤君 齋藤 寛君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 ジネン・マルティ君
伊達 忠一君 武見 敬三君 段本 幸男君 鶴保 康介君 中島 真人君 中原 爽君 西銘順志郎君 野沢 太三君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 正昭君 吉田 博美君 山崎 朝日 池口 俊弘君 岩本 修次君 江田 司君 五月君 小川 敏夫君 大塚 耕平君 小林 元君 鈴木 勤君 齋藤 寛君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 ジネン・マルティ君
田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中島 啓雄君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 趟君 西銘順志郎君 野沢 太三君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 正昭君 吉田 博美君 山崎 朝日 池口 俊弘君 岩本 修次君 江田 司君 五月君 小川 敏夫君 大塚 耕平君 小林 元君 鈴木 勤君 齋藤 寛君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 ジネン・マルティ君
田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中島 啓雄君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 趟君 西銘順志郎君 野沢 太三君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 正昭君 吉田 博美君 山崎 朝日 池口 俊弘君 岩本 修次君 江田 司君 五月君 小川 敏夫君 大塚 耕平君 小林 元君 鈴木 勤君 齋藤 寛君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 ジネン・マルティ君
田村耕太郎君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中島 啓雄君 西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 趟君 西銘順志郎君 野沢 太三君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 藤野 公孝君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 正昭君 吉田 博美君 山崎 朝日 池口 俊弘君 岩本 修次君 江田 司君 五月君 小川 敏夫君 大塚 耕平君 小林 元君 鈴木 勤君 齋藤 寛君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 ジネン・マルティ君

官 報 (号 外)

平成十六年五月二十六日

參議院會議錄第二十四號

辻	直嶋	泰弘君
西岡	武夫君	
長谷川	清君	
平野	貞夫君	
堺	利和君	
藤井	俊男君	
広野	ただじ君	
松岡	満壽男君	
森	ゆうこ君	
山本	孝史君	
若林	秀樹君	
千葉	國男君	
鶴岡	洋君	
木庭	健太郎君	
魚住	裕一郎君	
間	紀君	
浜	四津敏子君	
山口	那津男君	
山本	保君	
井上	哲士君	
池田	幹幸君	
岩佐	惠美君	
紙	智子君	
小泉	親司君	
大門	実紀史君	
西山	登紀子君	
八田	ひろ子君	
宮本	岳志君	
吉川	春子君	

角田 羽田雄一郎君 中島 章夫君
中島 平田 健二君 平野 達男君
藤原 松井 孝治君 福山 哲郎君
正司君 隆治君 山根 円 より子君
和田ひろ子君 薩摩科 満治君 加藤 修一君
草川 昭三君 高野 博師君 統 訓弘君
遠山 日笠 勝之君 森本 潤一君
福本 晃司君 森本 香苗君 井上 美代君
市田 渡辺 孝男君 緒方 靖夫君
市田 小池 煙野 吉岡 大田
小林 紹方 美恵子君 富樫 紀子君 昌秀君
吉典君 林 君枝君 烟野 君枝君

日程第五 消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

反对者氏名	福島 瑞穂君
西川きよし君	山本 正和君
中村 敦夫君	高橋紀世子君
本岡 昭次君	黒岩 宇洋君

青木	有村	市川	阿部
幹雄君	治子君	一朗君	正俊君
岩城	光英君	上杉	
大島	清子君	小野	
慶久君		大野つや子君	
狩野		加治屋義人君	
安君		武昭君	
柏村		金田	
河本		勝年君	
久世		英典君	
国井		公堯君	
正幸君			
小斎平敏文君			
後藤			
博子君			
佐々木知子君			
斎藤			
山東			
十朗君			
昭子君			
孝雄君			
陣内			

一八三名

有馬	朗人君	泉	愛知
岩井	國臣君	信也君	治郎君
魚住	汎英君	岩永	有馬
尾辻	秀久君	浩美君	泉
大仁田	厚君	岩井	信也君
扇	千景君	國臣君	治郎君
加納	時男君	景山俊太郎君	有馬
北岡	秀二君	片山虎之助君	泉
亀井	郁夫君	岩永	信也君
小林	温君	國臣君	治郎君
佐藤	祥馨君	景山俊太郎君	有馬
桜井	昭郎君	片山虎之助君	泉
清水	達雄君	岩永	信也君
鴻池	新君	國臣君	治郎君
政二君			

田村	秀昭君	神本美惠子君	神本	伊達	世耕	弘成君	公平君	忠一君	秀善君	中曾根	谷川	常田	中島	西田	野上浩太郎君	西田	吉宏君	野間	越君	芳正君	基之君	三藏君	藤井	保坂	舛添	松山	溝手	森田	山崎	山本	若林	伊藤	今泉	海野	小川	大江	大渕	岡崎トミ子君	小林	鈴木	齋藤	田村
----	-----	--------	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	--------	----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--------	----	----	----	----

高橋	千秋君	田名部匡省君	橋葉賀津也君	佐藤	道夫君	川橋	幸子君	勝木	敏夫君	小川	五月君	江田	大塚	大脇	勝木	勝木	岩本	池口	修次君	司君	吉田	俊弘君	博美君	正昭君	恒雄君	秀樹君	龍二君	賢二君	真鍋	松村	三浦	山崎	森元	宮崎	藤野	福島啓史郎君	橋本	聖子君	野沢	太三君	中原	爽君	鶴保	庸介君	中島	眞人君	竹山	裕君	勝嗣君	田村耕太郎君	関谷
----	-----	--------	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	--------	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	-----	--------	----

宮本	直嶋	辻	谷
小泉	正行君	泰弘君	博之君
西岡	武夫君		
長谷川	清君		
平野	貞夫君		
堀	利和君		
松岡	満壽男君		
森	ゆうこ君		
山本	孝史君		
若林	秀樹君		
魚住裕	一郎君		
風間	昶君		
鶴岡	洋君		
木庭健太郎君			
千葉	国男君		
山本	保君		
井上	哲士君		
松	あきら君		
浜四津敏子君			
山口那津男君			
弘友	和夫君		
岩佐	恵美君		
紙	智子君		
大門実紀史君			
西山登紀子君			
八田ひろ子君			
宮本	岳志君		

羽田雄一郎君 章太夫
中島義一君 美郎
角田平野達男君 幸三郎
中島平野 健二郎
吉岡藤原正司君 美作
吉岡松井孝治君 治
吉岡円より子君 信
吉岡山根隆治君 長治
吉岡和田ひろ子君 ひろ
吉岡薦科満治君 設
吉岡加藤修一君 修
吉岡草川昭三君 昭三
吉岡高野統 統
吉岡遠山勝之君 勝
吉岡森本福本潤 駿
吉岡日笠訓弘君 弘
吉岡山本清彦君 清
吉岡渡辺義司君 義
吉岡井上美代君 代
吉岡市田香苗君 美
吉岡緒方孝男君 孝
吉岡煙野忠義君 義
吉岡林靖夫君 義
吉岡小池君 義
吉岡小林美恵子君 美
吉岡富樫練三君 練
吉岡吉岡君枝君 義
吉岡吉典君 義

平成十六年五月二十六日 参議院会議録第二十四号

投票者氏名

吉川 春子君	大田 昌秀君	岩本 勇太君	山本 正和君
福島 瑞穂君	椎名 素夫君	高橋紀世子君	中村 敦夫君
黒岩 宇洋君	本岡 昭次君	西川きよし君	
反対者氏名	日程第六 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一八七名	○名
賛成者氏名	阿部 正俊君	愛知 治郎君	
青木 幹雄君	有馬 朗人君		
有村 治子君	泉 信也君		
市川 一朗君	岩井 國臣君		
岩城 光英君	岩永 浩美君		
上杉 光弘君	魚住 汎英君		
小野 清子君	尾辻 秀久君		
大島 慶久君	大仁田 厚君		
大野つや子君	扇 千景君		
加治屋義人君	加納 時男君		
狩野 安君	景山俊太郎君		
柏村 武昭君	片山虎之助君		
河本 英典君	亀井 郁夫君		
金田 勝年君	秀二君		
久世 公堯君	沓掛 哲男君		
国井 正幸君	佐藤 顯雄君		
小齊平敏文君	鴻池 温君		
佐々木知子君	後藤 博子君		
斎藤 十朗君			

山東	昭子君	清水	達雄君	山東	昭子君	清水	達雄君
鈴木	政二君	鈴木	政二君	田村	公平君	田村	公平君
関谷	勝嗣君	関谷	勝嗣君	伊達	忠一君	伊達	忠一君
田村耕太郎君		竹山	裕君	武見	敬三君	世耕	弘成君
常田	秀善君	谷川	裕君	段本	幸男君	陣内	孝雄君
中島	啓雄君	中島	啓雄君	中島	眞人君	西銘順志郎君	清水嘉与子君
中曾根弘文君		野上浩太郎君	野上浩太郎君	中原	爽君	鶴保	庸介君
西田	吉宏君	野間	赴君	野沢	太三君	南野知惠子君	
橋本	聖子君	橋本	聖子君	林	芳正君	藤井	
福島啓史郎君		福島啓史郎君		松山	政司君	溝手	
藤野	公孝君	森元	龍二君	森田	正俊君	森田	
真鍋	賢二君	山崎	一水君	山崎	次夫君	溝手	
松村	龍二君	吉田	恒雄君	吉田	力君	溝手	
三浦	一水君	森元	恒雄君	森元	正俊君	伊藤	
宮崎	秀樹君	山崎	正昭君	山崎	基隆君	若林	
大塚	敏夫君	岩本	修次君	大塚	康弘君	大塚	
川橋	雅子君	江田	五月君	川橋	敏夫君	川橋	
勝木	耕平君	池口	司君	勝木	健司君	勝木	
大脇	雅子君	朝日	弘君	大脇	雅子君	大脇	
幸子君		岩本	修次君	幸子君		幸子君	

大門実紀史君	富樫練三君
西山登紀子君	畠野君枝君
八田ひろ子君	林紀子君
宮本岳志君	吉岡吉典君
吉川春子君	大田昌秀君
福島瑞穂君	岩本莊太君
椎名素夫君	山本正和君
高橋紀世子君	中村敦夫君
黒岩宇洋君	西川きよし君
本岡昭次君	
反対者氏名	
日程第七 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
賛成者氏名	
阿部正俊君	愛知治郎君
青木幹雄君	有馬朗人君
有村治子君	泉信也君
市川一朗君	岩井國臣君
岩城光英君	岩永浩美君
上杉光弘君	魚住汎英君
小野清子君	尾辻秀久君
大島慶久君	大仁田厚君
大野つや子君	加納時男君
狩野安君	扇千景君
加治屋義人君	景山俊太郎君
河本英典君	片山虎之助君
金田勝年君	亀井郁夫君
柏村武昭君	北岡秀二君
久世公堯君	沓掛哲男君

官 報 (号 外)

平成十六年五月二十六日

參議院會議錄第二十四号

投票者氏名

官報(号外)

平成十六年五月二十六日

參議院會議錄第二十四号

五六

明治三十二年三月三十日
郵便物認可

伊藤基隆君	今泉昭君	海野徹君	小川勝也君	大江康弘君	大渕絹子君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	小林元君	江田五月君	池口修次君
岩本司君										

小川敏夫君	大塚耕平君	大脇雅子君	江田五月君	池口修次君
井上渡辺	市田緒方	市田靖夫君	森本潤一君	森本潤一君
山本香苗君	山本忠義君	山本孝男君	山口那津男君	山口那津男君
香苗君	忠義君	美代君	保君	保君

佐藤道夫君	佐藤勝木健司君	川橋幸子君	佐藤道夫君	佐藤勝木健司君
高橋千秋君	高橋樺葉賀津也君	西岡登紀子君	高橋千秋君	高橋樺葉賀津也君
田名部匡省君	田名部匡省君	西山登紀子君	田名部匡省君	田名部匡省君
佐藤道夫君	佐藤道夫君	西山登紀子君	佐藤道夫君	佐藤道夫君
小泉親司君	小泉親司君	西山登紀子君	小泉親司君	小泉親司君
大門実紀史君	大門実紀史君	八田ひろ子君	大門実紀史君	大門実紀史君
井上靖夫君	井上靖夫君	吉川春子君	井上靖夫君	井上靖夫君
山本渡辺	山本渡辺	高橋紀世子君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	黒岩宇洋君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	羽田雄一郎君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	角田義一君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	平田健二君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	中島章夫君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	高橋紀世子君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	吉岡春子君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	椎名素夫君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	西川きよし君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	林吉岡君枝君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	岩本正和君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	中村敦夫君	山本渡辺	山本渡辺
山本渡辺	山本渡辺	西川きよし君	山本渡辺	山本渡辺

反対者氏名

大田昌秀君

福島瑞穂君

二名

発行所
二東京〒
独立行政法人國立印刷局
番地五〇五
四番号一八四四
四番区虎ノ門二丁目

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
本号一部
二二二〇円)